

ぽしえっと

～八王子市メンタルヘルスガイドブック～



八王子市

目次

1. 相談窓口 . . . 1

(1) 生活相談

- ・あくせす . . . 2
- ・待夢(たいむ) . . . 3
- ・ぴあらいふ
- ・サポート南多摩 . . . 4
- ・八王子地域生活支援室 高尾
- ・島田療育センターはちおうじ★ . . . 5

(2) 就労相談

- ・東京障害者職業センター多摩支所 . . . 6
- ・ふらん
- ・TALANT(タラント) . . . 7
- ・ハローワーク八王子 . . . 8
- ・東京障害者職業能力開発校 . . . 9

(3) 公共機関相談窓口

- ・障害者福祉課 . . . 10
- ・八王子市保健所
- ・東京都多摩総合精神保健福祉センター . . . 11
- ・(発達障害) 東京都発達障害者支援センター「おとな TOSCA(トスカ)」及び「こども TOSCA(トスカ)」★ . . . 12

- ・東京都心身障害者福祉センター(高次脳機能障害専用電話相談) . . . 13
- ・南多摩高次脳機能障害支援センター
- ・八王子市高次脳機能障害者相談室はっぱ . . . 14
- ・(若年性認知症) 東京都多摩若年性認知症総合支援センター
- ・精神科救急医療情報センター . . . 15
- ・東京都保健医療情報センター「ひまわり」

2. 障害福祉サービス . . . 16

- (1) 各種サービスの手続きの流れ . . . 17
- (2) 自立支援給付 . . . 19
- (3) 地域生活支援事業 . . . 20
- (4) 児童通所給付 . . . 21
- (5) その他の福祉サービス(ういずサービス) . . . 22

3. 日中活動の場 . . . 23

- (1) 日中活動系サービスの内容
- (2) 地域活動支援センター
- (3) デイケア、ショートケアなど
 - ・駒木野病院 . . . 24
 - ・高月病院
 - ・平川病院 . . . 25
 - ・恩方病院
 - ・こころのクリニック八王子 ワークステップデイケア . . . 26

- ・こころのクリニック八王子 リワークデイケア . . . 27

- ・西八王子病院
- ・東京都立多摩総合精神保健福祉センター . . . 28

4. 生活するところ . . . 29

5. 健康管理について

- 訪問看護ステーション . . . 31

6. 経済的な支援について . . . 33

(1) 金銭管理

- ・地域福祉権利擁護事業 . . . 34
- ・成年後見制度の利用支援

(2) お金の貸付等

- ・生活福祉資金 . . . 35
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業
- ・住居確保給付金 . . . 36

(3) 福祉施策

- ・障害年金 . . . 37
- ・生活保護

7. 家族会 . . . 38

- ・NPO法人 わかくさ家族の会 . . . 39
- ・さーくる南大沢会
- ・「はっちゃん」 . . . 40

8. 手帳、医療費の助成など . . . 41

(1) 精神障害者保健福祉手帳★ . . . 42

(2) 医療費助成制度

- ・心身障害者医療費助成制度(マル障)★ . . . 43

- ・自立支援医療費制度(精神通院)★ . . . 44

- ・小児精神障害者入院医療費助成制度★

(3) 手当

- ・特別障害者手当 . . . 45
- ・障害児福祉手当★
- ・特別児童扶養手当★ . . . 46

(4) 住居賃貸代行保証料補助金

9. 手帳の優遇 . . . 47

- ・手帳に基づく優遇措置一覧 . . . 48
- ・税金等の控除・免除・減免 . . . 51
- ・都営交通乗車証の発行 . . . 52
- ・公共施設の減免 . . . 53

★ . . . 発達に偏りや遅れのある子どもの支援も含まれます。

1. 相談窓口

(1) 生活相談

障害のある方やご家族に対して、日常的な相談、より良い生活をするための支援や福祉サービスの紹介などを行っています。また、障害者差別・虐待に関する相談にも応じます。

- ・ 障害者差別・虐待に関する相談は、P2～4までの5か所の相談支援事業所と八王子市役所 障害者福祉課と連携して相談等をお受けします。
- ・ 障害者虐待に関する緊急通報のみ夜間・休日に対応いたします。下記までご連絡ください。

☎080-4729-8284（市委託事業所夜間共通対応番号）

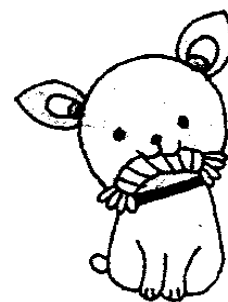
(2) 就労相談

企業などで働きたい方に対し、仕事を探すための相談と職場に慣れ、仕事が軌道にのるまでのさまざまな支援をしています。

(3) 公共機関相談窓口

障害のある方やご家族に対して相談を受けています。発達障害・高次脳機能障害の専門的な相談窓口や夜間の救急の情報窓口などがあります。

※発達に偏りや遅れのあるお子さんの相談や療育支援は、島田療育センターはちおうじ、東京都発達障害者支援センター「こども TOSCA(トスカ)」で行っています。



地域生活支援センター あくせす

住所	〒192-0904 八王子市子安町 3-6-7 サザンエイトビル 3 階	行き方	JR 八王子駅より徒歩 7 分 京王八王子駅より徒歩 15 分 とちのき通り「子安町 3 丁目」バス停目の前
TEL	042-631-1022	ホームページ	https://access.wakakusaf.or.jp/
開所日時	月・火・水・金曜日 10:00～18:00 第 1・3 日曜日 } 10:00～16:00 第 2・4 土曜日 } 定休日：毎週木曜日、祝日 年未年始 (12/29～1/4)	≪交流コーナーの開所時間≫ 月・火・水・金曜日 12:00～18:00 土・日曜日 10:00～16:00 (第 1・3 日曜日、第 2・4 土曜日のみ)	
運営主体	実施主体：八王子市 事業委託先：NPO 法人わかくさ福祉会	利用料	継続したご利用の際には、ユーザー登録をお願いしています。登録料は無料。 1 年ごとの更新です。

サービス内容

1. 障害者相談支援事業

対象者：障害福祉サービス等の利用を希望される主に精神の障害をお持ちの方

- (1) 日常生活上必要な困りごと等の面接
- (2) 日常生活上必要な困りごと等電話相談
- (3) 必要な福祉サービス等の利用に向けての支援

※ご家族、関係者の方からのご相談もお受けしています。

2. 地域活動支援センター機能強化事業

対象者：交流コーナー等の利用を希望される精神の障害をお持ちの方

- (1) 利用者同士の自主的な交流を目的とした、交流コーナーの運営
- (2) 利用者の利用目的に応じて参加できるプログラムの実施等

※ご利用にあたっては、職員との面接・ユーザー登録が必要となります。

3. 八王子市障害者居住支援事業

対象者：満 18 歳以上の精神、知的、身体の障害や難病をお持ちの方で八王子市内の賃貸物件に入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な方

- (1) 八王子市内の賃貸物件の入居等にかかわる支援
- (2) 転居後に必要な障害福祉サービス等利用にかかわる支援

※ご相談、面接及び見学は予約制となっておりますので、初めての方はまずお電話にてご連絡ください。

相談支援センター 待夢（たいむ）

住所	〒192-0362 八王子市松木 37-3 ロイヤルウイング 101	行き方	京王相模原線 京王堀之内駅より 徒歩 6 分
TEL	042-682-4670	ホームページ	http://kusamura.org/time.html
FAX	042-682-4056	メールアドレス	kusamuraim@kusamura.org
開所日時	日～金曜日 10：00～17：00（土曜日・祝日・年末年始を除く）※日曜日は電話相談のみ受付		
運営主体	NPO 法人多摩草むらの会	利用料	なし
サービス内容			
（１）計画相談のご説明のご案内 （２）福祉サービスや社会資源を活用するための相談支援 （３）電話相談 （４）就労希望者へのご説明のご案内 （５）権利擁護相談（差別・虐待） （６）専門機関のご紹介 ※相談内容に応じて面談・訪問・同行を行います。その際は事前の申込み・予約が必要です。 ※主に精神障害を抱えるご本人やその家族を中心としています。			

障害者相談支援センター ぴあらいふ

住所	〒192-0046 八王子市明神町 4-14-1 1 階	行き方	JR 中央線 八王子駅より徒歩 10 分 京王八王子駅より徒歩 2 分
TEL	042-646-4991	ホームページ	—
FAX	042-646-4876	メールアドレス	—
開所日時	月～金曜日 9：00～17：00（土・日曜日、祝日・年末年始を除く）		
運営主体	NPO 法人ヒューマンケア協会	利用料	なし
サービス内容			
どんなに重い障害があっても地域で生活続けられるように、また地域で生活が始められるよう支援をしています。実際に自立生活の経験を持つ障害者が、相談を受けており、対象は主に身体・知的の方です。当団体だけにとどまらず、関係団体と連携を取りながら対応しています。			

障害者生活支援センター

サポート南多摩

住所	〒192-0364 八王子市南大沢 2-25 フォレストモール南大沢 208	行き方	京王相模原線 南大沢駅より徒歩 2 分
TEL	042-682-5343	ホームページ	—
FAX	042-682-5342	メールアドレス	—
開所日時	月～金曜日 9:00～17:00 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)		
運営主体	NPO 法人 サポート南多摩	利用料	なし
サービス内容			
主に身体・知的の方の地域生活を支援することを目的にしています。福祉制度や社会資源を活用するための相談、ピアカウンセリング、社会生活を高めるための支援など、関係機関とも連携し自立生活に向けて本人中心の支援を心がけています。			

八王子地域生活支援室

高尾

住所	〒193-0834 八王子市東浅川町 914-6 東浅川ビル 1 階	行き方	京王高尾駅・JR 高尾駅下車、南口改札より徒歩 5 分
TEL	042-629-9088	ホームページ	—
FAX	042-629-9089	メールアドレス	—
開所日時	月～金曜日 10:00～17:30 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)		
運営主体	社会福祉法人もくば会	利用料	なし
サービス内容			
障害者当事者の方の希望を基本として相談に応じ、関係者、関係機関、関係施設、関係事業者等と連携して適切な支援を実施しています。主に福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活能力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介についての相談などを受け付けています。			



八王子市小児・障害メディカルセンター（島田療育センターはちおうじ）発達障害児支援室（からふる）

住所	〒193-0931 八王子市台町 4 丁目 33 番 13 号	行き方	JR 中央線西八王子駅南口より徒歩 10 分
TEL	042-634-8758	ホームページ	http://www.shimada-ryoiku.or.jp/shima8/
開所日時	月～金曜日（平日のみ）電話受付時間 10：00～12：00 / 15：30～17：00		
運営主体	実施主体：八王子市 事業委託先：社会福祉法人 日本心身障害児協会 島田療育センターはちおうじ		
利用対象者	原則として八王子市在住で発達障害がある、または発達障害のうたがいがある児童やその家族、また教育機関等の関係者。		
利用料	窓口となる電話相談は無料。		
サービス内容			
発達に偏りや遅れのあるお子さんの成長を支援するための早期発見・早期対応につなげる相談や療育支援を行います。個別相談・集団療育指導・各種講習会等の実施。			
発達障害児支援室（からふる）からのメッセージ			
発達障害児支援室（からふる）では、「ことばがおそい」、「コミュニケーションが苦手」「落ち着きがない」などのようすがみられるお子さんに、ひとりひとりが自分らしく生活していけるよう支援していきます。地域の関係機関と連携をとりながら、子育てしやすい環境をご一緒に考えていきましょう。お気軽にご相談ください。			



東京障害者職業センター多摩支所

住所	〒190-0012 立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル5階	行き方	立川駅北口より徒歩5分
TEL	042-529-3341	ホームページ	http://www.jeed.go.jp
FAX	042-529-3356	メールアドレス	tama-ctr@jeed.go.jp
開所日時	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8：45～17：00		
手続き方法	予約制です。		
サービス内容			
ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助で、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供します。			
1. 障害者の方の職業相談、職業評価、職業準備支援、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、精神障害者職場復帰支援（リワーク支援）			
2. 事業主の方に障害者の雇用管理等についての相談・支援、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、精神障害者職場復帰支援（リワーク支援）			

八王子市障害者就労・生活支援センター ふらん

住所	〒192-0904 八王子市子安町 1-8-3 コーポ森 1 階	行き方	JR 八王子駅下車南口より徒歩 5 分
TEL	042-642-0080	ホームページ	http://www.h-franc.jp
FAX	042-646-2460	メールアドレス	franc@h-franc.jp
開所日時	月～金曜日 9：00～18：00 （祝日を除く）		
運営主体	実施主体：八王子市 事業委託先：NPO 法人八王子ワークセンター	利用料	なし
サービス内容			
市内在住の障害のある方で一般事業所で働きたい方、働いている方の相談をお受けしています。就職活動の準備と支援、面接の同行や職場に慣れるための支援、職業生活についての相談などを、必要に応じて提供しています。			
当センターは、利用登録制です。登録にあたっては、 <u>就職活動について主治医の同意が得られており、主治医の指示通りの通院・服薬が継続できていることが必要</u> です。相談を希望される方は、お電話で予約をお願いいたします。			

障害者就業・生活支援センターTALANT(タラント)

住所	〒192-0046 八王子市明神町 4-5-3 橋捷ビル4階	行き方	JR 八王子駅北口より徒歩 10 分 京王八王子駅中央口より徒歩 3 分
TEL	042-648-3278	ホームページ	https://www.wakakusaf.or.jp/
FAX	042-648-3598	メールアドレス	talant@wakakusaf.or.jp
開所日時	月～金曜日、第2・4土曜日 10:00～17:30	利用料	相談・登録は無料です。
運営主体	特定非営利活動法人わかくさ福祉会		※職場体験実習や研修先への交通費、昼食、その他利用に必要な経費は自己負担となります。

サービス内容

当センターは障害者(身体・知的・精神・発達・高次脳機能障害等)の就労に向けた様々なサポートをしております。ご利用は、登録制になっています。

相談は予約制ですので、ご相談を希望される方はまずはお電話又はホームページのお問い合わせフォームよりご連絡ください。

障害者手帳の有無にかかわらず、ご相談は可能です。障害者雇用で働く場合には、障害者手帳が必要になります。

紹介機関や所属機関がある方は、ご本人からだけでなく関係機関の方からもご連絡を頂けると助かります。

1. 支援内容

登録された方には、必要に応じて障害者雇用の制度や状況についての説明、就職活動に向けた履歴書等の書き方のアドバイス、職場実習、模擬面接などを通して就職活動のサポートをしています。就職後は、定期的な面談や職場訪問を通じて支援を行っています。

2. 準備訓練

就労に向けて準備訓練が必要な方には、就労移行支援、就労継続支援A型・B型事業所などのご利用をお勧めする場合があります。就労に向けた個別評価やトレーニングをした後に、就職活動などの支援を行っています。

精神障害・発達障害のある方を対象に就労研修プログラムを開催しています。内容は障害者雇用の仕組みや現状を理解し、企業で働く上で何を準備すればいいのかを、学ぶためのプログラムとなっております。



ハローワーク八王子（公共職業安定所）

住所	〒192-0904 八王子市子安町 1-13-1	行き方	JR 八王子駅より徒歩 3 分 京王八王子駅より徒歩 10 分
TEL	042-648-8609（代表）／042-648-8695（直通）		
FAX	042-648-8615	ホームページ	http://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/hachioji.html
開所日時	月～金曜日（祝日を除く） 8：30～17：15		
手続き方法 窓口	障害のある方の仕事の相談や紹介は、 <u>2階の 21 番窓口</u> で受け付けています。 精神障害のある方で障害者求職登録を希望する方は、 <u>「精神障害者保健福祉手帳」、「主治医の意見書※」</u> が必要です。手帳を取得していない方や「意見書」をすぐに用意できない方であっても相談は受け付けています。 ※「主治医の意見書」の様式は、21 番窓口にあります。窓口で相談の上お渡ししています。		
サービス内容			
1. 職業相談			
(1) 仕事の希望条件、これまでの働き、体調、求職活動の状況等を考慮しながら、自分にあった働き方（職種、仕事の内容、就業時間、就業場所など）を就職に向けて話し合います。各種就労支援に関する情報提供、職業訓練のあっせんも行っています。			
(2) 「転職回数が多くて履歴書に書ききれない場合は、どうすればよいか」、「面接にはどんな服装をしていけばよいか」等、履歴書の書き方や面接の受け方に関するご質問に対してアドバイスします。			
2. 求人情報の提供			
所内に設置している求人検索パソコン（マウス操作）で、全国の求人（パートを含む）を閲覧できます。求人は職種別・区市町村別などで検索することができ、求人の内容についても詳しく知ることができます。			
なお、パソコンやスマートフォンをお持ちの方は、「ハローワークインターネットサービス（ https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html ）」で同じ情報をご自宅等で閲覧することもできます。			
3. 仕事の紹介			
ハローワークで見つけた求人への応募を希望する場合には、ハローワーク職員が事業所（会社）の募集状況や求人内容などを確認し、紹介します。求職者（利用者）へは「紹介状」をお渡しします。			
4. 就職後のフォロー			
働くうえでの悩みや職場で困っていることなどについての相談や、それらを解決するための支援を行います。			

東京障害者職業能力開発校

住所	〒187-0035 小平市小川西町 2 - 3 4 - 1	行き方	西武拝島線・国分寺線 小川駅より徒歩 3 分
TEL	042-341-1427		
FAX	042-341-1451	ホームページ	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/
開所日時	月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00		
入校方法	① ハローワークに求職登録をして障害者手帳を取得している方になります。 ※詳細は、ホームページ・入校案内などをご覧ください。 ② 手帳をお持ちでない方やハローワークに登録のない方でも見学は可能です。 ※まずは見て相談。見学随時。		
サービス内容			
当校は、国立都営の障害者のための職業訓練（ハロートレーニング）校です。訓練費用は無料です。			
1. 多彩な訓練科目と専門講師陣がスキルアップを強力にバックアップ。 3 か月コース）就業支援科 6 ヶ月コース）職域開発科、調理・清掃サービス科、オフィスワーク科 1 年コース）ビジネスアプリ科、ビジネス総合事務科、グラフィック DTP 科、ものづくり技術科 建築 CAD 科、製パン科、実務作業科、OA 実務科 ※訓練講師は専門分野のスペシャリストが多数在籍し訓練生を指導します。			
2. 訓練指導員・生活支援員・就職支援員が訓練中の皆さんを見守りながら、就職まで支援します。 学校生活を通じて、ひとりひとりの障害特性にあった働き方を一緒に考えてくれる職員が多数在籍しています。			
3. 豊富な就職実績 開校以来、延べ 1 万人以上の修了生を輩出しており、企業とのパイプも豊富。入社前の実習もしっかりおこない、永く働ける職場がきっと見つかります。			

八王子市役所 障害者福祉課(八王子市障害者虐待防止センター)

住所	〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1	行き方	JR 西八王子駅より徒歩 20 分 バスをご利用の場合：裏表紙参照
TEL	042-620-7367	ホームページ	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/
FAX	042-623-2444	メールアドレス	b440600@city.hachioji.tokyo.jp
開所日時	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 ※面談は事前にご連絡ください。		
相談内容			
1. 一般相談（生活相談、医療継続相談、福祉相談） 2. 福祉サービスの相談、申請 3. 障害者差別・虐待に関する相談 P2～4 までの 5 か所の相談支援事業所と連携し、相談等をお受けします。 障害者虐待に関する緊急通報のみ夜間・休日に対応いたします。下記までご連絡をお願いします。 ☎042-626-3111（市役所守衛室） ☎080-4729-8284（市委託事業所夜間共通対応番号）			
その他			
精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費制度（精神通院）、小児精神障害者入院医療費助成制度の申請受付等については、P42～44 をご覧ください。			

八王子市保健所 保健対策課

住所	〒192-0046 八王子市明神町 3-19-2 東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟 5 階	行き方	JR 八王子駅北口より徒歩 5 分 京王八王子駅より徒歩 4 分
TEL	042-645-5196	ホームページ	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/
FAX	042-644-9100	メールアドレス	—
開所日時	月～金曜日（祝日を除く） 9：00～16：30		
相談内容			
1. 随時相談：「こころの健康相談」 保健師による相談 2. 専門相談：必要に応じて一般精神保健、アルコール（その他依存）、高齢者、思春期について精神科専門医による相談（予約制）			
その他			
1. 精神保健グループ 月 3 回（第 1～3 金曜日）のグループです。事前に地区担当保健師との相談が必要です。 2. 思春期の課題を抱える家族グループ 引きこもり、家庭内暴力、強迫性障害など思春期特有の問題を抱える御家族が集まり、対応方法を学ぶグループです。 第 1 水曜日 13：30～15：30（事前に地区担当の保健師との相談が必要です）			

東京都立多摩総合精神保健福祉センター

住所	〒206-0036 多摩市中沢 2-1-3	行き方	多摩センター駅 12 番バス停より 多摩南部地域病院行き終点下車すぐ 聖蹟桜ヶ丘駅 9 番バス停より 多摩南部地域病院行き終点下車すぐ
TEL	042-371-5560（相談）	ホームページ	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shi/setsu/jigyosyo/tamasou
FAX	042-376-6885	メールアドレス	—
相談内容他			
1. こころの電話相談 月～金曜日（9：00～17：00）（祝日・休日・年末年始を除く） ☎042-371-5560（専用） 2. 面接相談 電話で予約を取ります。 3. アルコールや薬物、ギャンブル等でお困りの方や思春期・青年期の問題でお困りの方の専門相談があります（面接予約制）。個別相談や家族教室・本人グループ等がありますので、電話相談でお問い合わせください。			



(発達障害) 東京都発達障害者支援センター「おとな TOSCA(トスカ)」

住所	〒162-0851 東京都新宿区弁天町 91 番地	行き方	東西線早稲田駅徒歩 10 分 東西線神楽坂駅徒歩 10 分 都営大江戸線牛込柳町駅徒歩 5 分
TEL	ホームページをご確認ください	ホームページ	https://otona-tosca.org
FAX	-	メールアドレス	-
開所日時	・受付・相談（予約不要）（第 1・3）月曜から土曜日 9：00～17：00 （第 2・4・5）月・火・木・金曜日 9：00～17：00 ※祝日、年末年始を除く		
運営主体	公益財団法人 神経研究所		
相談内容他			
※ご本人が 18 歳以上の方が対象です。 東京都在住・在勤の発達障害（疑い含む）のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関わる様々な相談をお受けしています。 原則電話での相談としています（予約不要）。 必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修講師の派遣なども行います。			

(発達障害) 東京都発達障害者支援センター「こども TOSCA(トスカ)」

住所	〒156-0055 世田谷区船橋 1-30-9	行き方	小田急線千歳船橋駅 徒歩 5 分
TEL	03-6413-0231	ホームページ	http://www.tosca-net.com/
FAX	03-3706-7242	メールアドレス	tosca@kisenfukushi.com
開所日時	・ 予約受付 月～金曜日 9：00～17：00 ・ 相談日時 月・火・木・金曜日 9：30～17：00 ※祝日、年末年始を除く		
運営主体	社会福祉法人 嬉泉		
相談内容他			
※ご本人が 18 歳未満の方が対象です。 東京都在住の発達障害のあるまたは疑われる本人とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関わる様々な相談をお受けしています。ご利用にあたっては予約が必要です。 必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修講師の派遣なども行います。また、東京都ペアレントメンター養成・派遣事業を行っています。			

東京都心身障害者福祉センター

(高次脳機能障害専用電話相談)

住所	〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ) 12-15 階	行き方	東京メトロ（有楽町線・南北線・東西線）都営地下鉄（大江戸線）・JR（総武線）飯田橋駅
TEL	03-3235-2955 (高次脳機能障害専用電話相談)	ホームページ	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/shinsho
FAX	03-3235-2957 (※電話による相談が難しい場合)		—
受付時間	月～金曜日　　9：00～12：00、13：00～16：00　（祝日、年末年始を除く）		
相談内容他			
高次脳機能障害により日常生活に支障のある方やその家族に対して生活や就労などの様々な相談に応じています。			

南多摩高次脳機能障害支援センター

(東京都高次脳機能障害支援普及事業)

住所	〒193-0942 八王子市梶田町 583-15	ホームページ	http://www.m-kojino.com
		メールアドレス	m.kojino.seminar@gmail.com
TEL	042-666-5882 (直通)	FAX	042-666-5881
運営主体	医療法人社団永生会 高次脳機能障害支援事業推進室	受付時間	月～土曜日 9:00～17:00
相談内容他			
【南多摩地域 (八王子・町田・日野・多摩・稲城) の高次脳機能障害の地域支援】 病院を退院して自宅に戻ることができたのは良かったけれど、はたして今後どうやって在宅生活を送っていけば良いのか？ 高次脳機能障害のある人が地域で暮らしていくためにはまず周囲の理解やサポートが必要になります。 南多摩高次脳機能障害支援センターは、東京都の南多摩二次医療圏域において、当事者・支援者をフォローするための相談窓口業務、講習会の開催、医療・福祉・介護の連携を進め、高次脳機能障害のある方が暮らしやすい地域を作ることを目指し活動を開始しています。 【事業内容】 (1) 相談支援 (当事者・家族・支援者) (2) 講習会の開催 (3) 圏域内連絡会の開催 (4) 症例検討会の開催 (5) 地域ネットワーク構築			

八王子市高次脳機能障害者相談室はっぱ

住所	〒193-0942 八王子市梶田町 590-4	行き方	京王高尾線めじろ台駅より徒歩 10 分
TEL	080-1254-7480	ホームページ	https://h-kojino.com
開所日時	月～土曜日 9:00～17:00		
運営主体	医療法人社団 永生会 高次脳機能障害支援事業推進室	利用料	無料
サービス内容			
高次脳機能障害の当事者のご家族および支援者に対する相談支援・生活支援・就労支援 平成 30 年度より八王子市における高次脳機能障害の相談窓口として活動を開始しました。脳血管疾患（脳出血・脳梗塞・クモ膜下出血など）、交通事故による脳外傷、心肺停止による低酸素脳症、脳炎、脳腫瘍などの脳損傷によって生じた高次脳機能障害の当事者・ご家族・支援者の相談支援にあたります。			

(若年性認知症) 東京都多摩若年性認知症総合支援センター

住所	〒191-0062 日野市多摩平 2-2-4 ニコール豊田ビル 4F	行き方	JR 中央線 豊田駅北口より徒歩 2 分
TEL	042-843-2198	ホームページ	https://www.moth.or.jp
開所日時	月～金曜日 9:00～17:00		
運営主体	社会福祉法人マザアス	利用料	無料
サービス内容			
東京都の委託を受け、平成 28 年 11 月に開設しました。 若年性認知症とは、18 歳から 64 歳までに発症した認知症性疾患（アルツハイマー病など）の総称です。 専門の若年性認知症支援コーディネーターがご本人やご家族からの多岐にわたる相談にワンストップで対応し、就労、社会保障、介護、障害などの情報提供、申請支援を行います。 来所・訪問による相談は予約制となります。相談者様の状況によってはご自宅への訪問やオンライン面談もできますので、事前にご相談ください。			

精神科救急医療情報センター

住所	—	ホームページ	—
TEL	03-5272-0303	FAX	—
受付時間	平日 17：00～9：00 ※平日日中は保健所に対応しています 土・日曜日、祝日 24 時間		
相談内容他			
精神科救急医療			
夜間や休日に具合が悪くなった時の救急受診の相談窓口として精神科救急医療情報センターを設置しています。			
専門相談員が病状などを伺い、必要に応じて医療機関と調整の上、受診ができるしくみです。			
<u>受診が決まった場合には、原則家族が連れて行くことになります。</u>			
<u>また、必ずしも入院できるわけではありません。</u>			
相談方法			
①☎03-5272-0303 に連絡			
②病状・状況を説明してください。			
③必要があれば「精神科救急医療情報センター」から精神科救急病院に連絡。			
④紹介された病院を受診。			

東京都保健医療情報センター「ひまわり」

住所	—	ホームページ	—
TEL	03-5272-0303	FAX	(聴覚障害者のみ) 03-5285-8080 毎日 24 時間
受付時間			
相談内容他			
1. 保健医療福祉相談日時：平日 9：00～20：00 2. 医療機関案内 毎日 24 時間 ※保健・医療に関するお問い合わせに専門相談員が応じます。			

2. 障害福祉サービス

障害者総合支援法について

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されたことにより、どの障害の人も共通のサービスを地域において受けられるようになりました。そして、平成 25 年 4 月 1 日から、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に変わりました。

サービスを利用する障害者は、申請に基づいて決定された受給者証により、サービスの提供事業者・施設との間で、直接契約を行い、サービスを利用します。利用者は、事業者・施設に対して原則としてサービス利用料の 1 割を自己負担額として、所得に応じて決められた月額負担上限額に到達するまで支払います。

ここでは、下記の内容について説明しています。

- (1) 各種サービスの手続きの流れ
- (2) 自立支援給付
- (3) 地域生活支援事業
- (4) 児童通所給付
- (5) その他の福祉サービス

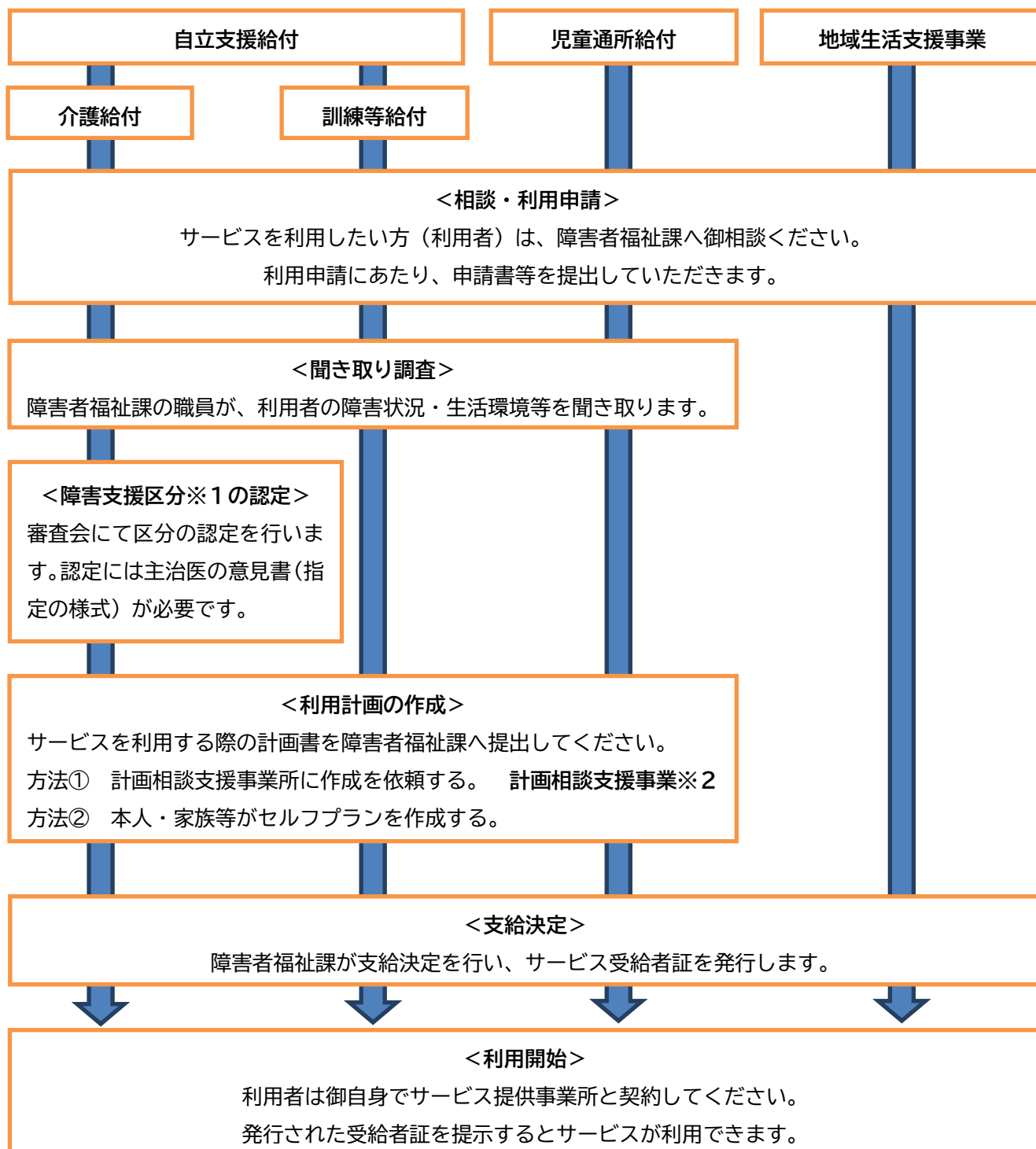
(1) 各種サービスの手続きの流れ

障害者総合支援法の障害福祉サービス、児童福祉法の児童通所サービス、地域生活支援事業等を利用するために必要な手続は次のとおりです。利用を希望する場合は、本庁舎1階 障害者福祉課（☎042-620-7367）へお問い合わせください。

※受給者証には有効期限があります。サービス利用を継続したい方は更新手続きが必要となります。

※手続きにはマイナンバーの記入が必要となります。

※難病患者等（障害総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方）、発達障害の方や療育が必要な方も対象です。対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。事前に御相談ください。



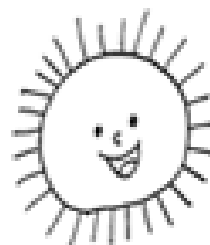
※1 障害支援区分

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。区分1～6のうち、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高いです。認定を受けるためには認定調査（聞き取り調査）、医師の意見書が必要です。

- ・「介護給付」は、障害支援区分の認定が必要です。
- ・「訓練等給付」は、障害支援区分の認定は不要（一部例外あり）ですが、認定調査が必要となります。

※2 計画相談支援事業

自立支援給付及び児童通所給付の各種サービスを申請するすべての方が、サービス等利用計画の作成が必要となります。指定特定・（障害児）相談支援事業所または本人・家族が、ご本人に合ったサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行います。事業所で作成した場合、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）も定期的に行います。



(2) 自立支援給付

障害者総合支援法に基づくサービスです。原則 18 歳以上、65 歳未満（40 歳以上 65 歳未満の特定疾病該当者で介護保険適用の方は除く）の方が対象です。介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

※対象者は精神手帳又は精神疾患を事由とする障害年金、特別障害給付金を受けている、または自立支援医療(精神通院)を受けているなどの要件があります。

※利用には、世帯の収入に応じて利用者負担額が発生する場合があります。

※窓口相談・申請は予約制となっております。 本庁舎1階 障害者福祉課（☎042-620-7367）

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護	自立と社会参加が促進されることを目的として、自宅で、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の援助を実施しています。ホームヘルパーの支援は、日常生活の生活能力を向上させる視点で、自発的かつ適切に家事等が出来るように促し、共同で実践することです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に自宅等での介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練/生活訓練/宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、相談に応じ必要な情報提供や助言等の支援を行います。障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した方で、知的障害や精神障害により、理解力や生活力等に不安がある方が対象です。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般就労へ移行した障害者の職場への定着及び就労の継続を図るため、就労に伴い生じる生活面の課題に関する相談に応じ、指導、助言、事業所や関係機関等との連絡調整等の必要な支援を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
		<u>※障害支援区分が必要な場合、障害支援区分認定が必要です。</u>

(3) 地域生活支援事業

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように八王子市で実施している事業です。精神障害の方に該当する対象事業を掲載しています。

移動支援事業

内容	① 社会通念上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出時における移動支援を実施します。 (原則、定期的な通勤・通学(②を除く)などは認められません) ② 小・中・高校の児童及び生徒で、保護者の通院や入院・冠婚葬祭等、緊急またはやむを得ない事由により通学時に保護者が付き添えない場合、保護者に代わり通学支援を行います。
対象者	八王子市内在住の小学生以上の方で、次のいずれかに該当する方。 ・愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、視覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付を受けている方又は精神疾患を事由とする障害年金、特別障害給付金、自立支援医療(精神通院)を受けている方等 ・小・中・高校の児童及び生徒で、身体障害者手帳の交付を受けている方または難病患者等(障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方) ※内容②の支援に限定して利用が可能です。
サービス内容	社会生活上必要不可欠な外出、社会参加、または外出のための移動支援です。 月 30 時間が上限です。(15 歳未満の場合は月 12 時間が上限)
利用者負担	所得に応じて利用者負担があります。※付き添うヘルパーにかかる交通費は実費となります。
申請・相談先	本庁舎 1 階 障害者福祉課 (☎042-620-7367)

日中一時支援事業

内容	指定施設で、一時的に保護します(日中利用のみ)。
対象者	・八王子市内在住で 65 歳未満の方(40 歳以上 65 歳未満で介護保険適用の方は除く) ・愛の手帳、身体障害者手帳 1・2 級、医師又は臨床心理士等の有資格者の診断書等で発達障害と判定されている方
サービス内容	保護者等の疾病・事故・冠婚葬祭等により、一時的に家庭での介護が困難になった対象者を指定施設で保護します。(月 56 時間以内)
利用者負担	所得に応じて利用者負担があります。
申請・相談先	本庁舎 1 階 障害者福祉課 (☎042-620-7367)

(4) 児童通所給付

障害がある、もしくは発達に偏りや遅れのある子どものサービスです。原則、18歳未満の方が対象です。

サービスの種類	対象者	内 容
児童発達支援	療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる原則未就学の児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。また、施設の有する専門的機能を活かし、地域の中核的な療育支援施設である「児童発達支援センター」もあります。
放課後等デイサービス	学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた児童（就学児～原則18歳未満）	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省が定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

※多子軽減のご案内

同じ世帯の中で上記の通所支援事業所または以下の施設に通う未就学児が2人以上いる場合や、第一子が就学年齢以上であっても、所得に応じて自己負担が軽減されることがあります。なお、在園証明書が必要な場合があります。

施設：幼稚園・特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設、認定こども園

【児童通所サービスを利用する方法】

詳しい事業所内容については、別冊『八王子市通所施設ガイドブック』を参照して直接事業所にご相談の上、通所が決定したら、本庁舎1階 障害者福祉課（☎042-620-7367）で手続きが必要です。

手続き時に必要な持ち物は状況により異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

また、児童福祉サービスを利用する際は、サービスを利用するための計画（サービス等利用計画）の作成が必要となります。詳しくは、障害者福祉課でご案内いたします。

(5) その他の福祉サービス

ういずサービス（有償家事援助サービス）

内容	高齢者や障がいのある方などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の方々の協力を得て、有償で家事援助などのサービスを提供しています。		
対象者	市内に住み援助を必要とする方で下記のいずれかに当てはまる方 ・ おおむね 65 歳以上の方 ・ 心身に何らかの障害のある方 ・ ひとり親家庭の世帯 ・ 産前産後、病気やけがの方		
利用手続き	登録が必要 登録の申し込みは、電話または来所によりできます。		
サービス	会費：月額 1,000 円		
	内容	利用料金(1 時間当たり)	
		9：00～17：00	7：00～9：00 17：00～21：00
	食事の支度 後片付け 洗濯・布団干し 掃除・整理整頓 買い物・薬とり 話し相手 外出の付き添い 見守り その他	800 円 ※ただし、1 時間を超えた場合、30 分ごとに 400 円加算 (交通費別途)	1,000 円 ※ただし、1 時間を超えた場合、30 分ごとに 500 円加算 (交通費別途)
	※日曜日・祝日は 1 時間当たり 1,000 円となります。		
申請先	八王子市社会福祉協議会 〒192-0081 八王子市横山町 11-2 金子ビル4階八王子市ボランティアセンター内 ☎042-649-5010 FAX 042-649-8478		

住所が 4 月より変更となります。

変更先の住所は下記 URL にあります HP でお知らせいたします。

<https://www.8-shakyo.or.jp/service/wizuservice.html>



3. 日中活動の場

就職するために一定期間訓練を受けたい、働くのは難しいけれど体調に合わせて仕事がしたい、日中どこか通う場所、過ごせる場所があったらという方のための情報です。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法) の日中活動系サービス

サービスの種類	内容
就労移行支援事業	一定期間訓練をし、一般就労に向けて就職活動を行います。
就労継続支援 A 型事業	一般企業での就労が困難な方のうち、雇用契約等を結んだ上で、一般就労に向けた支援(生産活動その他活動の機会提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練)を行います。
就労継続支援 B 型事業	一般企業での就労が困難な方あるいは、就労を希望する方に働く場所を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
生活介護 ※障害支援区分の認定が必要です	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

- ・利用手続きに関しては、P16 を参照してください。
- ・事業所にご相談の上、通所が決定したら、本庁舎 1 階 障害者福祉課(☎042-620-7367)で手続きが必要です(手続きは予約制となっております)。
- ・手続き時に必要な持ち物は状況により異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。
- ・障害福祉サービスを利用する際は、サービスを利用するための計画(サービス等利用計画)の作成が必要となります。詳しくは障害者福祉課でご案内いたします。

(2) 地域活動支援センター

障害がある方が通い、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う施設です。(精神障害者共同作業所の移行先事業の一つです)

(1)(2) 共通

詳しい八王子市内事業所内容については、別冊『八王子市通所施設ガイドブック』をご覧ください。ただし、直接事業所にお問い合わせください。

(3) デイケア、ショートケアなど

精神科病院、クリニックの日中活動の場です。詳しくは、P24～28 をご参照ください。

駒木野病院 デイケア

住所	〒193-0841 八王子市裏高尾町 273	行き方	JR・京王線 高尾駅北口 徒歩 15 分 高尾駅北口よりバス小仏行き 病院 前下車
TEL	042-663-2222 (代)	ホームページ	http://www.komagino.jp
利用条件	原則として当院通院中の方。 ①見学→②面接→③試験的な参加をし たうえで、利用を検討していきます。 お問い合わせはデイケア科・又はソー シャルワーク科へ。	開所日時	月～金曜日 9:00～15:00
特徴 雰囲気	生活の規則化、病状の安定、人との接し方、病気との付き合い方などを学び、利用者個々の 目標が達成されるようハビリプログラムが用意されています。就労支援も実施しておりま す。		
プログラム	駒木野病院のホームページをご参照ください。		

高月病院 デイケア

住所	〒192-0005 八王子市宮下町 178	行き方	JR 八王子駅・拝島駅より法人シャトルバスあり JR 八王子駅・京王八王子駅より 西 東京バス 戸吹行き 加住小学校前 下車 徒歩 15 分 拝島駅より 西東京バス 滝山下経 由戸吹行き 加住小学校前下車 徒 歩 15 分
TEL	042-691-1131	ホームページ	http://www.takatuki.or.jp/
FAX	042-691-1717	メールアドレス	—
利用条件	原則として高月病院通院の方。他院通 院の方は主治医の依頼が必要です。(お 断りする事もあります)	開所日時	月～金曜日 9:45～15:45
特徴 雰囲気	八王子駅及び拝島駅往復の送迎バスが利用できます。スポーツ、手芸、脳トレ、調理などの プログラムの中で、メンバーが自主性、創造性を発揮できるように心がけています。神経認知 リハビリテーションを実施しています。		
その他	JR 青梅線・五日市線昭島駅前に関連クリニックのデイケアもあります。 詳細は、下記にお問い合わせください。 たかつきクリニック ☎042-543-6781		

平川病院 デイケア

住所	〒192-0152 八王子市美山町 1076	行き方	京王八王子駅西口付近・JR 高尾駅北口付近より送迎バスがあります。お越しの際にはお問い合わせください。
TEL	042-651-3131	ホームページ	http://www.hirakawa.or.jp/
FAX	042-651-3133	メールアドレス	—
利用条件	原則、平川病院や関連クリニックに通院中の方が登録されています。発達障害専門プログラム、ネット・ゲーム症専門プログラムは他院通院中の方からも通所のご相談を受け付けております。主治医に相談の上、ご連絡ください。	開所日時	月～金曜日及び平日に休みがあった場合の土曜日（土曜日の開催日は月によって異なりますのでご確認ください。） 開所時間は 10：00～16：00 です。
特徴 雰囲気	地域で自分らしく暮らしたいというメンバーのそれぞれの想いを応援したいと考えております。発達障害専門プログラム、ネット・ゲーム症専門プログラム、統合失調症の認知機能リハビリテーション、アルコール依存症への対応、就労準備プログラムといった地域精神科医療・精神科リハビリテーションを多職種チームで提供しております。 スポーツ、ゲーム、音楽プログラム、映画鑑賞、院外レク（バーベキュー・ぶどう狩り等）などの楽しみを大切にするプログラムもございます。院内の訪問看護や作業療法などを併用する方、就労や生活に関する社会資源を併用する方など様々な方が利用しているデイケアです。		

恩方病院 デイケア・ショートケア

住所	〒192-0153 八王子市西寺方町 105	行き方	JR 高尾駅より無料送迎バスあります。時刻表はホームページにございます。
TEL	042-651-3411	ホームページ	http://ongata-hp.jp/
FAX	042-651-3412	メールアドレス	—
利用条件	① 当院に通院されている方 ② 他院に通院しており、当デイケアに通える方	開所日時	月～土曜日（土曜日は月 2 回程度） デイケア 9：30～15：30 ショートケア 9：30～12：30 12：30～15：30
特徴 雰囲気	「病気と上手く付き合う」「健康に暮らす」「生活力を高める」「社会性を身に付ける」「なりたい自分を目指す」の 5 つの目的をもとに、メンバーの暮らし全体のサポートを行っております。 ご利用に当たっては、希望を伺った上で一緒に目標を設定し、個々の目的に合わせ次のステップを目指せる支援を考えております。見学や試験参加からはじめられます。		

こころのクリニック八王子 ワークステップデイケア

住所	〒192-0046 八王子市明神町 2-26-9 MZビル 2階	行き方	京王八王子駅より徒歩 1 分 JR 八王子駅北口より徒歩 8 分 R & B ホテル・セブンイレブン・新 生銀行のビルの 2 階です
TEL	042-649-8221	ホームページ	https://meiwa-kai.jp/kokocli8/
FAX	042-649-8229	メールアドレス	kokokuri802@nishihachi-hp.jp
利用条件	・主治医の了承を得ている方(他院通院中でも可) ・プログラムにより対象が異なります ※その他、当院医師の診察により利用可否の検討をさせていただきます	開所日時	月～金曜日 9:30～15:30 ※土曜日についてはお問い合わせください。
特徴 雰囲気	～こころのお悩みをお持ちで、仕事に就きたい方（一般就労、障害者雇用など）のためのデイケアです～ 仕事を自分らしく続けていくことができるように「学ぶ力」「考える力」「表現する力」「実行する力」を体験する場を提供しています。 アットホームな明るい空間で、自分に合わせた課題ワークやコミュニケーション学習と実践、自分や生活について考える時間、心身の体力をつけていくプログラムなどを行っています。 人と関わりながら、自分の傾向に合わせて働く準備をスタッフと共にしていきましょう。		

こころのクリニック八王子 リワークデイケア

住所	〒192-0046 八王子市明神町 2-26-9 MZ ビル 2 階	行き方	京王八王子駅より徒歩 1 分 JR 八王子駅北口より徒歩 8 分 R & B ホテル・セブンイレブン・新生銀行のビルの 2 階です
TEL	042-649-8221	ホームページ	https://meiwa-kai.jp/kokocli8/
FAX	042-649-8229	メールアドレス	kokokuri802@nishihachi-hp.jp
利用条件	・メンタル不調による休職中の方 ・主治医の許可を得ている方（他院通院中でも可） ※その他、当院医師の診察により利用可否の検討をさせていただきます。	開所日時	月～金曜日 9：30～15：30 第 1、2、4 土曜日 9：30～12：30 （土曜日は復職者フォローアップ中心のプログラム）
特徴 雰囲気	～メンタル不調でお仕事を休職されている方が「働く力」を取り戻し、職場復帰を目指すためのデイケアです～ 「働く力」には様々な要素があります。「自分と関わる・自分を知る」「人と関わる」ことを通して復職に必要な事を一緒に考えましょう。 ・自分と関わり強みや弱みを知ること、病気や考え方の対処方法を考えることができます。 ・人と関わる事で、仕事に必要な自分の対人交流について考えることができます。 オフィスをイメージした空間で「セルフモニタリング」「アンガーマネジメント」などの心理教育的プログラム、こころや身体の健康について体験的な学びを得る健康講座、疾病教育、認知療法、ウォーキングなどのプログラムを行います。※利用期限は設けておりません		

西八王子病院 デイケア

住所	〒192-0151 八王子市上川町 2150	行き方	医療法人社団明和会 無料シャトルバスあり（詳しくはホームページをご覧ください） JR 八王子駅・京王八王子駅より西東京バス「今熊」、「上川霊園」、「五日市（川口経由）」行き GMG ゴルフ場下車 徒歩 600 メートル
TEL	042-654-4551	ホームページ	https://nishihachi-hp.jp/
FAX	042-654-4196	メールアドレス	—
利用条件	主治医の許可がある方（他院に通院中でも可能） デイケアのルールを守ることができる方	開所日時	月～土曜日 デイケア 10：00～16：00 ショートケア 10：00～13：00 13：00～16：00
特徴 雰囲気	～地域で生活をしている方々が、より良い生活を送れるよう支援いたします～ 自然豊かな立地を生かした、「はたけ」プログラムや模擬カフェの運営を行う「喫茶活動」等を通して生活の基盤づくりを行っています。週 1 回～参加が可能で、公共交通機関のご利用が難しい方は、デイケア専用送迎もごございますのでお気軽にご相談ください。見学も随時お受けしています。		

東京都立多摩総合精神保健福祉センター デイケア

住所	〒206-0036 多摩市中沢 2-1-3	行き方	多摩センター駅 12 番バス停より 多摩南部地域病院行き終点下車すぐ 聖蹟桜ヶ丘駅 9 番バス停から 多摩南部地域病院行き終点下車すぐ					
TEL	042-373-7711（直通）	ホームページ	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/tamasou/day_care					
FAX	042-376-6885							
対象者	・精神科の診療を受け、ご本人に自立と社会参加への意欲があり、主治医が利用申込に同意している方 ※多摩地区に住まいがある方で、申込時に中学卒業以降から概ね 40 歳程度の方が多く利用されています。詳しくはお問合せください（応相談）。		開所日時	月・火・木・金曜日 （半日でも参加できます） デイケア 9：30～16：30 午前ショートケア 9：30～12：30 午後ショートケア 13：30～16：30				
利用期間等	6 か月ごとの更新により、利用できる期間は原則 1 年 6 か月です。 1 年 6 か月終了時に、その後もデイケアの継続が望ましいと判断される場合は、通算で最長 2 年間利用できます。							
プログラム例	☆デイケアの開始後すぐの時期は個人作業等の活動を行いながら、対人ストレスの少ない環境で集団（グループ）に慣れていくことができます。 ☆コミュニケーションを促すようなゲームやトーク、季節感を感じられる活動等多彩なプログラムを展開しています。また、「模擬喫茶」等をとおして就労に向けての準備を進めることができます。 ☆講師指導による体育館でのスポーツ、美術系や音楽系の活動、パンやお菓子作りの作業等利用者の好みに合ったプログラムを選んで参加できます。さらに各種の講義やパソコン操作練習等幅広い経験と学びができる環境が整っています。 ☆コミュニケーション能力向上を図るプログラムとして、発達障害の利用者を対象とした「多摩総 CES」、発達障害以外の利用者も想定した「SST」を実施しています。			月	火	木	金	
			午前	個人作業	パソコン研修	個人作業	個人作業	
				グループ活動	SST	模擬喫茶	グループ活動	
				パンとお菓子		音楽広場		
			午後	個人作業	個人作業	パソコン研修	個人作業	
				講座（ともマナ）	模擬喫茶	グループ活動（スポーツ/レク）	アクティクススポーツ	
					アート		多摩総 CES	
							（詳細はホームページ参照）	
			利用方法					
			① 施設見学会に参加する 現在（令和 7 年 1 月現在）施設見学会は事前予約制となっております。原則として毎週水曜日に実施していますが、詳細についてはお問合せください。ご利用を申し込まれる前に、原則としてご本人が見学されていることが必要です。 ② デイケア利用の申し込み 施設見学会当日の申込み、あるいは施設見学会の翌日以降に電話で申込みができます。					
費用								
初診料、再診料、デイケア・ショートケア料等が適用になります。 各種健康保険・自立支援医療を利用できます。生活保護の指定医療機関です。								

4. 生活するところ

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）のサービスの中に、居住系サービス（グループホーム・宿泊型自立訓練）があります。

「ひとり暮らしをしたいけれど、すぐには難しい」「一人暮らしをする前に必要な訓練、支援を受けたい」という方が必要な支援を受けながら共同で生活するところです。

家事・人付き合い・通院・金銭管理・就労支援など、生活をしていくのに必要なサポートを受けながら、アパートや一戸建てなどで共同生活を営むことができます。

事業形態	事業内容
グループホーム （共同生活援助）	相談、その他日常生活上の援助を受けながら、共同生活をするところ。 ※ご本人様の状況によって、障害支援区分認定が必要な場合があります。
宿泊型自立訓練	一定期間（2年）、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活などに関する相談及び助言などを受けながら共同生活をするところ。

「利用するには、以下の手続きが必要になります。」

- ① 直接ホーム、記載のあるグループホームに問い合わせ
- ② 見学
- ③ 入居申し込み
- ④ 体験宿泊・面接
- ⑤ 利用契約

※契約時は障害福祉サービス受給者証が必要になります。

事業所に直接ご相談の上、入居が決定したら、障害者福祉課（☎042-620-7367）で手続きが必要です。なお、手続きは予約制となっております。手続き時に必要な持ち物は状況により異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

また、障害福祉サービスを利用する際は、サービスを利用するための計画（サービス等利用計画）の作成が必要となります。詳しくは、障害者福祉課でご案内いたします。

なお、八王子市内グループホーム事業所情報は、別冊「八王子市障害者グループホームハンドブック」に掲載しております。本誌には掲載しておりませんので、ご了承ください。



5. 健康管理について

「服薬の管理ができない」「病気のことで相談にのってほしい」……という方のために、訪問看護師がご自宅に訪問し必要な支援をしています。

自立支援医療を利用している方は、追加申請をすることで助成の対象となります。

《利用する場合は、主治医の指示が必要になります》

- ・ 現在かかっている精神科主治医にご相談ください。
- ・ 直接事業所にお問い合わせください。
- ・ 利用することが決まったら、市役所障害者福祉課で自立支援医療の申請をしてください（自立支援医療費制度の適用でご利用いただけます）。

訪問看護ステーション一覧

自立支援医療（精神通院）の指定を受けた訪問看護ステーション一覧（令和7年2月1日現在）

	事業所名	所在地	電話番号
1	あじさい訪問看護ステーション	八王子市大和田町1-19-16	042-633-6593
2	あっとほーむナーシング八王子	八王子市川口町3858-2	042-615-2552
3	あわーず東京八王子訪問看護 リハビリステーション	八王子市大横町11-4 TKビル1階	050-6865-5000
4	あんこーる訪問看護ステーション	八王子市大和田町2-3-13 福ビル3階	042-649-3277
5	北野台病院訪問看護ステーション	八王子市打越町1068	070-6994-6557
6	グレース訪問看護ステーション	八王子市下恩方町1493-28 寿ビルⅡ202	042-659-1760
7	健生会きょうりつ訪問看護ステーション	八王子市東町2-3 3階	042-645-6373
8	こまぎの訪問看護ステーション天馬	八王子市高尾町1533-5	042-673-3505
9	こまぎの訪問看護ステーション天馬 北野事業所	八王子市打越町344-4 北野シティプラザ6階601号室	042-656-5711
10	ザオーケア訪問看護ステーション八王子	八王子市寺町23-5 ドリーム八王子 4階	042-686-1696
11	指定訪問看護アットリハ八王子	八王子市本町9-2	042-649-9084
12	東雲訪問看護ステーション	八王子市元本郷町3-6-20 アンダー元本郷201	042-686-2520
13	城山訪問看護ステーション	八王子市元八王子町2-1162-1	042-664-2161
14	城山みなみ訪問看護ステーション	八王子市高尾町1610	042-667-0666
15	第二偕楽園ホーム 訪問看護ステーション	八王子市加住町1-18	042-691-1867
16	タツミ訪問看護ステーション 八王子みなみ野	八王子市みなみ野3-22-2	042-683-0926
17	多摩南訪問看護ステーション	八王子市堀之内3002	042-679-0088
18	ナーシングステーションこのこのビ レッジ八王子	八王子市小門町39 プライムガーデン 1階東側	042-634-9660
19	八王子市医師会立 訪問看護ステーション	八王子市本町13-2	042-620-7631
20	プライマリー訪問看護ステーション	八王子市大横町1-9 Kビル501号	042-649-7671
21	訪問看護ステーション AMANEKU 八王子	八王子市元横山町2-9-19 ユニハ イム八王子106号室	042-634-1968
22	訪問看護ステーション アミカル八王子	八王子市元横山町2-5-3-102 レジデンス松井	042-649-8900

	事業所名	所在地	電話番号
23	訪問看護ステーションイリス八王子	八王子市東浅川町 5 1 7-2 グレイス 東浅川 2 0 1	042-673-6471
24	訪問看護ステーションうりずん	八王子市小比企町 1263 コーポリバーサイド 203	042-683-3177
25	訪問看護ステーション円	八王子市子安町 1-29-1 永豊ビル 202	042-649-5715
26	訪問看護ステーションクオーレ八王子	八王子市横川町 29-3	042-686-3565
27	訪問看護ステーションココエル八王子	八王子市明神町 2 丁目 8-8 アヴ・ニールⅡ 401 号室	042-649-4514
28	訪問看護ステーションデューン八王子	八王子市子安町 2-2-12 寺島コート 2 階	042-649-9156
29	訪問看護ステーションはれやか	八王子市台町 4-4-6	042-686-0807
30	訪問看護ステーション日なたぼっこ	八王子市明神町 2-20-2 AQUAレジデンス八王子第 55 号 301 号	042-649-8738
31	訪問看護ステーションひばり	八王子市千人町 2-13-8 モナーク西八 王子 1 F	042-649-6917
32	訪問看護ステーション ひまわり	八王子市下柚木 2-1-5 MOTOH ビル 406	042-689-4807
33	訪問看護ステーションメイ	八王子市大和田町 4-32-3	042-696-3883
34	訪問看護ステーションめだか	八王子市みなみ野 5-30-25	042-683-1522
35	訪問看護ステーションりょうほく	八王子市西寺方町 315 番地	042-651-7131
36	訪問看護ステーションルースト	八王子市長沼町 1308-4 スカイパレス北野 102	042-646-0310
37	訪問看護・リハビリステーションベ ル・八王子	八王子市四谷町 819-1 201・202 号室	042-686-2993
38	ぽかぽかナース 小児(療育・障がい) 訪問看護ステーション	八王子市大和田町 5-11-8 ぽかぽか保育 園大和田園 3 階	050-3820-8500
39	めぐみ在宅看護センター	八王子市片倉町 2504-1	042-683-1230
40	わかちな訪問看護ステーション	八王子市兵衛 2-6-9 エスポワール 203	042-610-2623

6. 経済的な支援について

(1) 金銭管理

お金の管理が難しい、公共サービス等のさまざまな手続きが一人ではできないという方に対し、地域で生活できるように支援する制度です。

- ・ 地域福祉権利擁護事業
- ・ 成年後見制度の利用支援

(2) お金の貸付等

障害者や所得の少ない世帯、介護を要する高齢者のいる世帯に対して、経済的自立と生活の安定を図るため、該当する資金の貸付を行う制度です。(対象要件あり)

- ・ 生活福祉資金
- ・ 受験生チャレンジ支援貸付事業
- ・ 住居確保給付金

(3) 福祉施策

- ・ 障害年金
- ・ 生活保護

地域福祉権利擁護事業

内容	地域で安心して暮らせるように、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用について支援します。必要に応じて日常的な金銭管理サービス、重要書類等の預かりサービスを利用できます。 <こんなときにご利用ください> ・福祉サービスを利用する時や、やめる時の手続きがわからない ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きを手伝ってほしい ・福祉サービス利用料、公共料金、家賃等の支払いができない ・通帳や土地の権利書等の重要な書類の保管が心配である
対象者	在宅で生活している方で、物忘れなどの認知症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択利用することが難しい方のうち、この事業の契約ができる判断能力がある方
利用 手続き	相談受付 → 訪問・相談 → 支援計画作成 → 契約 → 援助開始 (無料) (有料)
利用料金	1時間 1,700・3,000円 (支援内容により、異なるため、詳しくはお問い合わせください)
問合せ先	成年後見・あんしんサポートセンター八王子(本庁舎8階) ☎042-620-7365 FAX 042-623-6421

成年後見制度

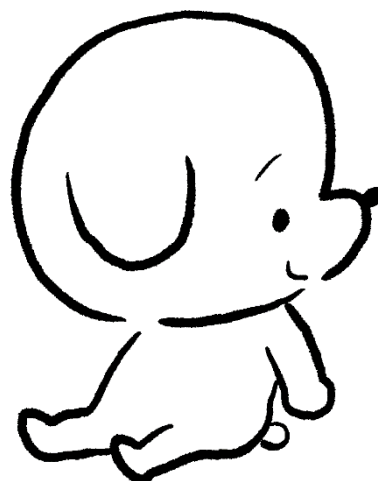
内容	成年後見制度は認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が十分でない方の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。 ・法定後見制度は本人がすでに判断能力が不十分な場合に、本人または配偶者・四親等内の親族が家庭裁判所に申立てをし、審判によって後見人を選任してもらいます。本人の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型があります。 ・任意後見制度は本人の判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備え、あらかじめ後見人や支援の内容を本人の希望に沿って決めておきます。その内容は公証役場で公正証書による契約として、東京法務局に登録されます。
問合せ先	制度の利用に関する相談先・・・成年後見・あんしんサポートセンター八王子(本庁舎8階) ☎042-620-7365 申請先・・・・・・・・・・東京家庭裁判所 立川支部後見係 ☎042-845-0322 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/ 八王子公証役場 ☎042-631-4246

生活福祉資金

内容	所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図るため、用途に応じて資金を貸し付けます。(対象要件あり)
利用の流れ	相談 → 申込書類の準備 → 申込 → 審査 → 貸付決定 → 借用書作成 → 資金交付 → 返済 → 返済完了
申請先	八王子市社会福祉協議会（本庁舎 B 階） 生活支援相談担当 ☎042-620-7282 FAX 042-622-2701

受験生チャレンジ支援貸付事業

内容	高校や大学などへの進学をめざすお子さんがいる世帯を対象に、塾の費用や受験料の貸付を行います。 一定の条件を満たした場合、返済が免除となります。
対象要件	・世帯の生計中心者（18 歳以上）からの申請であること ・都内に引き続き 1 年以上在住していること ・世帯の収入（父母等養育者）を合算した総収入又は合計所得金額が一定基準以下であること ・預貯金等資産の保有額が 600 万円以下であること ・土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所の土地、建物を除く） ・生活保護世帯の世帯主または構成員でないこと ・暴力団員または暴力団員が属する世帯の構成員でないこと
申請先	八王子市社会福祉協議会（本庁舎 B 階） 生活支援相談担当 ☎042-620-7282 FAX 042-622-2701



住居確保給付金（※生活困窮者自立支援制度に基づく事業）

内容	離職者であって就労能力および就労意欲のある方で、住宅を失っている方又は失うおそれのある方を対象とし、3か月を基本として家賃相当額（上限あり）を支給するとともに、再就職に向けた支援をします。 ※生活困窮者自立支援制度は、市の専門の相談支援員が、仕事や生活にお困りの方（生活保護利用者の方を除く）のご相談に応じ、どのような支援が必要かを一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、問題解決に向けた支援を行うものです。就労支援事業、住居確保給付金の支給のほか、就労準備支援事業、家計改善支援事業等を行っています。 ※令和7年（2025年）4月より、転居費用の補助も始まります。 詳しくは「問合せ先（自立担当）」までお問合せください。
対象要件	- 申請時において離職または廃業後2年以内の方 もしくは、本人の責によらない事由により離職または廃業と同程度の状況である方 （いずれも以下の要件を全て満たす方が対象となります） - 離職等の日において、申請者が世帯の主たる生計維持者であったこと - 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと - 離職、廃業、休業等（就労を目指す方） - 申請時のハローワークへの求職申込 - 常用就職を目指す就職活動を行うこと - 月に4回以上の自立支援機関との面談等 - 月に2回以上のハローワークにおける職業相談等 - 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施 - 休業等（事業再生を目指す方） - 申請時の経営相談先への相談申し込み - 月に4回以上の自立支援機関との面談等 - 月に1回以上の経営相談先での経営相談 - 月に1回以上の給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取り組み - 住宅を失っていること又は失うおそれのあること - 申請した月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族収入の合計額が一定基準以下であること - 申請日において、申請者及び申請者と生計を一とする同居者の預貯金の合計が一定基準以下であること - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと - 生活保護を利用していないこと
問合せ先	【利用申込について】福祉部生活自立支援課 自立担当 （本庁舎B階） ☎042-620-7462 FAX 042-627-5956 【対象要件について】福祉部生活自立支援課 企画調整担当 ☎042-620-7460 FAX 042-627-5956

障害年金

内容	国民年金または、厚生年金加入中あるいは20歳前に初診のある病気やケガで障害のある状態になったとき、初診日が60歳以上65歳未満で日本に住んでいる人が障害のある状態になったときに支給されます。(その他にも要件あり)
利用 手続き	・初診日が国民年金被保険者(第3号を除く)・20歳未満の人・60歳以上65歳未満の人 → 健康医療部保険年金課 国民年金担当へ相談・申請 ・初診日が厚生年金・国民年金第3号被保険者 → 八王子年金事務所へ相談・申請
問合せ先	・健康医療部保険年金課 国民年金担当 (本庁舎1階 10番窓口) ☎042-620-7238 FAX 042-626-8421 ・八王子年金事務所 (〒192-8506 八王子市南新町4-1) ☎042-626-3511

生活保護

内容	病気やけが、一家の働き手を失うなど、さまざまな事情で生活に困っている方に国が定めた最低生活を保障する制度です。 生活保護申請は、生活自立支援課相談担当へ。生活保護申請は、原則本人が来所して相談のうえ申請しますが、やむを得ない場合は、親族の方でも可能です。生活保護申請を受理しますとケースワーカーが、実地訪問調査・資産調査・扶養能力調査を行い調査の結果、生活保護の開始又は却下を決定します。
問合せ先	福祉部生活自立支援課 相談担当 (本庁舎B階) ☎042-620-7443 FAX 042-627-5956



7. 家族会

精神に障害のある方のご家族が集まって運営しています。定例会を開き、同じ悩みを持つ家族が気兼ねなく話すことで、互いに助け合い、精神障害のある方への接し方や医療福祉制度について学習します。

また、地域の精神保健福祉をよくするために様々な取り組みを行っています。



NPO 法人 わかくさ家族の会

問合せ先	わかくさ家族の会	☎090-5422-0942
	八王子市保健所	☎042-645-5196
	わかくさ・マインド八王子家族会担当	☎042-668-7226
	地域活動支援センターあくせす	☎042-631-1022
	わかくさ家族の会事務所（月～金曜日）	☎042-649-3460
ホームページ	「わかくさ家族の会 八王子」検索	
メールアドレス	わかくさ家族の会 E-mail : wakakusakazokukai@gmail.com	
定例会 相談会 カフェ	毎月の例会、講演会・・・会場：クリエイトホール（八王子市東町 5-6） 他	
	開催時間：13：30～16：00	
	開催日：詳しくはお問い合わせください。	
	家族相談会・・・毎月三回の単独の家族相談会を開催 （要予約 ☎090-5422-0942・☎042-649-3460）	
	会場：事務所 岩崎ビル 203 号室（八王子市新町 7-12） 事務所電話・FAX：042-649-3460 開催日時：第 1～3 金曜日 10：30～15：30	
	憩いの広場・・・会場：事務所 （カフェ懇談会） 開催日時：毎週水・木曜日 13：00～15：00	

さーくる南大沢会(こころの障がい者を抱える家族の会)

問合せ先	さーくる南大沢会	☎042-682-3717
	八王子市保健所	☎042-645-5196
定例会 相談会	<家族定例会・当事者だけの会『のびのび会』・家族相談会>	
	会場：子ども家庭支援センター南大沢（八王子市南大沢 2-17-5）	
	月 1 回 月例家族会 13：00～16：00（理事会 10：00～12：00）	
	開催日 毎月第 2 木曜日 面接家族相談会 要電話予約。	



はちおうじ高次脳機能障害者家族会「はっちゃん」

問合せ先	はっちゃん事務局（担当：江村、平野） ☎080-1254-7480（八王子市高次脳機能障害者相談室はっぱ内） FAX 042-666-5881
住所	〒193-0942 八王子市梶田町 590-4（医療法人社団永生会 広報連携・地域支援事業部内）
メールアドレス	hacchan.koujinou@gmail.com
ブログ	はちおうじ高次脳機能障害者家族会 はっちゃん URL：blog.livedoor.jp/hacchan802/
設立	平成 29 年 7 月 16 日
定例会 相談会 カフェ	・定例会 頻度：2 ヶ月に 1 回 場所：八王子市内の公共施設、病院など 内容：高次脳機能障害家族の交流、情報交換など ・学習会 頻度：不定期（定例会と同時開催もあり） 内容：高次脳機能障害や社会資源、制度に関する学習や他家族会の活動紹介など ・総会 年 1 回 ・その他 当事者の社会参加を促進するための活動など
体制	運営役員：代表 1 名、副代表 1 名、事務局長 1 名、会計 1 名、運営委員 4 名
人員等	正会員：36 家族 賛助会員：48 名 ※令和 4 年 1 月現在
費用	年会費 正会員：2,000 円（1 家族あたり） 賛助会員：2,000 円

※日程や会場などは変更されることもあります。参加する際は事前にお問い合わせください。

※この他にも家族向けの集まりを催している医療機関などがあります。

参加されているご家族の声

- ・医療関係者の話を聞いて病気や障害の勉強をしたり、仲間作り、友達作りの場となります。
- ・一人で悩んでいないで、みんなで語り合うことで助けられました。
- ・心から話し合える同士ができてうれしい。お互いの体験や知識を出し合うことで共感を得たり、対処の方法を学びました。
- ・困っている時に、家族にも言えないことが相談できて勇気づけられました。
- ・みんなで手をつなぎ困っていることを少しずつ解決でき、うれしい。

8. 手帳、医療費の助成など

- (1) 精神障害者保健福祉手帳
- (2) 医療費助成制度
 - ・心身障害者医療費助成制度（マル障）
 - ・自立支援医療費制度（精神通院）
 - ・小児精神障害者入院医療費助成
- (3) 手当
 - ・特別障害者手当
 - ・障害児福祉手当
 - ・特別児童扶養手当
- (4) 八王子市住居賃貸代行保証料補助金

精神障害者保健福祉手帳

内容	精神障害のある方が、様々な支援を受けるために一定の障害にあることを証明するものです。
有効期限	2年（更新手続きは、手帳の有効期限の3か月前からできます）
障害等級と状態について	
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 例) 外出は自発的にできず付き添いが必要であり、食事の用意や後片付けなどの家事、身の清潔保持も自発的には行えず、生活に常時援助を必要とする方
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 例) 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は著しい制限を受けるため困難な程度の方
3級	精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの 例) 一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難であったり、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じてくることがある方
申請に必要な書類	① 障害者手帳申請書 ② 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6か月を経過していること、また、作成日から申請日まで3か月を経過していないこと。） 又は障害年金証書の写し及び同意書（精神障害を支給事由とする障害年金や特別障害給付金を受給されている方のみ） ③ 写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの） 申請日から1年以内に撮影したもの。裏面に氏名と生年月日を必ず記入してください。 ④ 現在お持ちの手帳（更新の場合） ⑤ マイナンバー確認書類
申請先	本庁舎1階 障害者福祉課 ☎042-620-7245 FAX 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所 ☎042-620-1159 南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ） ☎042-679-2207



心身障害者医療費助成制度（マル障）

内容	精神障害者保健福祉手帳 1 級の方の入院・通院にかかった医療費が助成される制度です。
対象者	市内に住所を有し、次の要件全てに該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者 ・健康保険等の被保険者本人及び被扶養者の方
有効期限	1 年（原則 9 月 1 日～翌年 8 月 31 日、又は精神障害者保健福祉手帳の有効期限まで）
申請に必要な書類	① 精神障害者保健福祉手帳 ② 医療保険の資格が確認できる書類（健康保険証・資格確認書等） ③ 非課税証明書又は課税証明書（本人が 20 歳未満の場合は世帯主又は健康保険による被保険者の証明書が必要です。（8 月までは前年度））（※八王子市に住民票があり税申告をしている方は不要です。） ④ マイナンバー確認書類
制限等	次のいずれかに該当する方は助成を受けられません。 ・生活保護を利用又は中国残留邦人等支援給付を受けている方 ・対象者（20 歳未満は被保険者又は世帯主）の前年所得が基準額 3,604,000 円（扶養親族が 1 人増えるごとに 380,000 円を加算）を超えている方 ・公費等により医療費が支給される施設に入所している方 ・65 歳以上で初めて手帳を取得した方 ・65 歳に達する日の前日までに初回の申請を行わなかった方（東京都内に住所がなかった、生活保護を利用していた、などのために 65 歳前に申請を行うことができなかった方を除きます） ・後期高齢医療の被保険者で、かつ住民税が課税されている方 ・健康保険未加入の方
申請先	本庁舎 1 階 障害者福祉課 ☎042-620-7245 FAX 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所 ☎042-620-1159 南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ） ☎042-679-2207



自立支援医療費制度（精神通院）

内容	精神疾患の治療のため病院（薬局・デイケア・訪問看護を含む）の通院にかかった医療費を補助する制度です。
自己負担	1割負担（所得・疾病等に応じて、0円～20,000円の月額自己負担上限額が決定されます）
有効期限	1年（更新手続きは有効期限の3か月前からできます）
申請に必要な書類	<u>※医療保険の種類等により必要書類が異なります。必ず、事前に電話確認のうえ、御来庁ください。</u> ① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書 ② 自立支援医療診断書（精神通院） ※東京都指定の診断書 ③ 医療保険の資格が確認できる書類（健康保険証、資格確認書等） ※国民健康保険及び後期高齢者医療制度の場合は世帯全員分、健康保険の被扶養者の場合は被保険者と受診者の書類が必要です。 ④ 世帯の所得状況が確認できる書類 ※申請日より御用意いただく年度が変わりますので、必ずお問い合わせください。 （八王子市に住民票があり税申告をしていれば、同意書の提出で所得確認書類が不要場合があります。） ⑤ 自立支援医療受給者証（更新の場合） ⑥ マイナンバー確認書類
その他	・診断書の作成日から申請日まで3か月を経過していないこと。 ・更新時における診断書の提出は、2年に1度になります。 ・有効期間を過ぎてからの再開申請には、診断書が必要となります。 ※一部申請は、オンラインで行うことができます。 詳しくはこちらから市のホームページを御確認ください。 →
申請先	本庁舎1階 障害者福祉課 ☎042-620-7245 FAX 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所 ☎042-620-1159 南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ） ☎042-679-2207



小児精神障害者入院医療費助成制度

内容	都内在住で満18歳未満の方が精神疾患（「てんかん」「精神遅滞」のみでは不可）のために精神科病院又は精神科病床に入院するときに、入院費が助成されます。 ※制度の認定を受けて入院治療を継続する場合は、20歳の誕生月の末日までが助成の対象です。
自己負担	・入院時食事療養費の標準負担額 ・健康保険適用外の費用
助成期間	最長1年（1年を超えて継続入院されるときは、継続申請が必要です。）
申請に必要な書類	<u>※医療保険の種類等により必要書類が異なります。必ず、事前に電話確認のうえ、ご来庁ください。</u> ① 医療費助成申請書※ ② 診断書（診断書の作成日から申請日まで3か月を経過していないこと）※ ③ 住民票（申請日から3か月以内に発行されたもの。また、患者と申請者の続柄がわかるもの。ただし、継続申請の方で、前回認定時の住所と変更がなければ必要ありません。） ④ 医療保険の資格が確認できる書類（健康保険証、資格確認書等） ⑤ 遅延理由書（入院を開始した月の翌月以降に申請する場合）※ ※所定の書式は申請窓口で受取又は以下のホームページからダウンロードできます。 東京都福祉局 東京都立中部総合精神保健福祉センター https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/chusou/
申請先 問合せ先	本庁舎1階 障害者福祉課 ☎042-620-7245 FAX 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所 ☎042-620-1159 南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ） ☎042-679-2207

特別障害者手当

内容	20 歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある方に支給される手当です。
対象者	20 歳以上で、次のいずれかの障害がある方 ・ おおむね身体障害者手帳 1・2 級若しくは愛の手帳 1・2 度程度の重複を有する方 ・ 上記と同程度の疾病又は精神障害のある方
給付内容	月額 29,590 円 払込月 2・5・8・11 月の 7 日頃
制限等	・ 所得制限があります。 ・ 施設入所者及び 3 ヶ月を超えて病院に入院している方は除きます。 ・ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく介護手当受給者は、手当額の併給調整があります。
申請先	本庁舎 1 階 障害者福祉課 ☎042-620-7245 FAX 042-623-2444

障害児福祉手当

内容	20 歳未満で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方に支給される手当です。
対象者	20 歳未満で、次のいずれかの障害がある方 ・ おおむね身体障害者手帳 1・2 級の一部 ・ 愛の手帳 1・2 度の一部 ・ 上記と同程度の疾病又は精神障害のある方
給付内容	月額 16,100 円 払込月 2・5・8・11 月の 7 日頃
制限等	・ 所得制限があります。(扶養者) ・ 施設入所児は除きます。 ・ 障害を支給事由とする公的年金を受けている場合は除きます。
申請先	本庁舎 1 階 障害者福祉課 ☎042-620-7245 FAX 042-623-2444

特別児童扶養手当

内容	20歳未満で、法令により定められた程度の障害の状態にある児童を監護する父母又は養育者に支給される手当です。	
対象者	身体障害	おおむね身体障害者手帳1～3級程度（下肢障害については4級の一部を含む）、疾患により長期にわたる安静を必要とする程度の状態にあるものなど
	知的障害	おおむね愛の手帳1～3度程度
	精神障害	上記と同程度の障害（自閉スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける方等）
	重複障害	複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。
給付内容	1級 月額 56,800円 2級 月額 37,830円 払込月 4・8・11月の11日頃	
制限等	・所得制限があります。 ・施設入所児は除きます。 ・障害を事由とする公的年金を受けている場合は除きます。	
申請先	本庁舎1階 障害者福祉課 ☎042-620-7245 FAX 042-623-2444	

八王子市住居賃貸代行保証料補助金

内容	八王子市では、市内在住の障害者が住居を賃貸するにあたり、保証人の代行制度を利用する際、その費用の一部を負担します。 ※グループホームを利用する場合には該当しません。
対象者	18歳以上の障害者の一人暮らし世帯又は、世帯主が障害者の方で次のいずれにも該当する方 ・精神手帳又は精神障害を事由とする障害年金、特別障害者給付金等を受けている方 ・自立支援医療費制度（精神通院）を受給中の方等 ・民間等の住居賃貸代行保証制度を利用している方 ・世帯員全員が現に市内の民間賃貸住宅に居住し、八王子市の住民基本台帳に記載されている方 ・生活保護を利用していない方 ・当市が交付する他の住居賃貸代行保証料補助金の交付を受けていない方 ・暴力団でないこと。また、暴力団の利益となる利用でないこと
給付内容	民間等の住居賃貸代行保証制度を利用した場合に支払った額の2分の1に相当する額（上限1万円）※保証の期間が、1年以上のもの1回の支払い
申請先	地域活動支援センターあくせす（委託）☎042-631-1022 （P2の地域活動支援センターあくせすと同じ）

9. 手帳の優遇

精神障害者保健福祉手帳に基づく優遇措置を説明します。
手帳を持っていることによって様々なメリットがあります。

- ・税金の控除、免除、減額
- ・バス運賃の割引制度
- ・都営交通乗車証東京都
- ・東京都障害者休養ホームの宿泊利用料の助成
- ・携帯電話の割引利用 ・ ・ ・ など



精神障害者保健福祉手帳に基づく優遇措置

	内 容	窓口・問い合わせ
税金・公共料金の減免	税金の控除・免除・減免	各窓口について P51 参照
	ごみ処理手数料（袋）の減免 ・ 1 級の手帳を持つ方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の世帯の場合対象です。 ・ 可燃ごみ用 100 枚 ・ 不燃ごみ用 10 枚	資源循環部ごみ減量対策課（本庁舎 2 階） ☎042-620-7256 ※1 人世帯は 10 ㍻、2～4 人世帯は 20 ㍻、5 人以上世帯は 40 ㍻の指定収集袋を交付 ※年途中の申請・交付は月割り
	下水道基本使用料減免 ・ 1 級の手帳を持つ方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全体が市民税非課税の世帯の場合対象です。 ・ 下水道使用料 基本使用料（1 か月 8 立方メートルまでの汚水排水量に係る使用料、消費税相当額を含む）の免除	水循環部下水道課（本庁舎 2 階） ☎042-620-7290
	NHK 受信料の減免 【全額免除】 手帳を持つ方がいる世帯で、かつ世帯構成員全体が市民税非課税の場合。 【半額免除】 1 級の手帳を持つ方が受信契約者で、世帯主の場合。	福祉部障害者福祉課（本庁舎 1 階） ☎042-620-7245 八王子駅南口総合事務所及び市民部事務所（拠点事務所（浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所）及び南大沢事務所） ※NHK 首都圏局 視聴者リレーションセンター東京西オフィス ☎042-528-6000
交通関係	都内路線バス運賃の割引（はちバスも含む） ・ 写真付の障害者手帳提示で都内路線バスの運賃が半額になります。（10 円未満四捨五入） ・ 適用範囲【都内を運行する一般路線バスの都内区間】 東京都内で乗車し、かつ都内で降車（下車）する場合にのみ適用されます。（高速バス・空港連絡バス・深夜急行バス等は該当になりません） ・ 定期券及び介護者の割引は、バス事業者によって異なりますので、詳しくは各バス事業者へお問い合わせください。	東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 ☎03-5320-4464 概ね都内の民営バスは適用になりますが、詳細については各バス事業者にお問い合わせください。 なお、他の道府県から交付された手帳では、対象になりませんので、ご注意ください。 ※はちバスに関する問い合わせ 西東京バス株式会社（榎原営業所） ☎042-623-1365
	都営交通乗車証の発行（有効期間は 2 年） ・ 都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーに無料で乗車できます。 ・ 継続の場合は有効期限の 13 日前から手続きできます。 ※シルバーパスなど無料乗車証所持者を除く ※手帳申請書の控えでは発行できません	【紙券】 障害者福祉課、八王子駅南口総合事務所、南大沢事務所、都電・都バス定期券発売所 【磁気券・IC カード】 都営地下鉄及び日暮里舎人ライナーの定期券発売所 東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 ☎03-5320-4464 P52 参照
	旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引 ・ 第一種精神障害者：障害等級が 1 級に該当する方 ・ 第二種精神障害者：障害等級が 2 級又は 3 級に該当する方 ※手帳に顔写真が貼付されていない場合には割引を受けられないとする旅客鉄道株式会社等がありますので、御注意ください。	具体的な割引内容は、サービスを提供する旅客鉄道株式会社等に直接お尋ねください。 東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 ☎03-5320-4464
	JR 高尾駅構内通行に必要な費用の一部補助 ・ 市内在住の方に JR 高尾駅構内通行に必要な入場券、又は定期入場券の購入費用の一部を補助します。	拠点整備部都市整備課（本庁舎 5 階） ☎042-620-7304 ※事前の手続きが必要となります。
	タクシー料金の割引 ※タクシー会社によっては対象になる場合があります。	各タクシー会社へお問い合わせください。
	航空旅客運賃の割引（国内線の一部のみ） ※航空会社によっては対象になる場合があります。	各航空会社へお問い合わせください。
	旅客船・フェリー ※旅客船・フェリー会社によっては対象になる場合があります。	各旅客船・フェリー会社へお問い合わせください。

	内 容	窓口・問い合わせ
交通関係	駐車禁止規制の除外（1級のみ） ・1級手帳をお持ちの方 ・都内の警察署（交通課）に申請が必要。 ※駐車禁止等除外標章の交付を受けた方は、市営駐車場の駐車料金の免除が受けられます。	八王子警察署 ☎042-621-0110 高尾警察署 ☎042-665-0110 南大沢警察署 ☎042-653-0110 ※市営駐車場の駐車料金免除については、P55の各駐車場へお問合せください。
生活関係	都営住宅優遇抽せん、使用承継制度及び家賃の減額 1. 優遇抽せん制度：5月及び11月の抽せん方式の募集では、一部の地区で優遇倍率が5倍（3級、障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）又は7倍（1・2級、障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）の優遇抽せん制度があります。なお、8月及び2月に行うポイント方式の募集は、ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯（1・2級）等を対象に住宅困窮度の高い世帯から順に募集戸数分の世帯を入居資格審査対象者とし、審査合格者に住宅をあっせんする募集です。 2. 使用承継制度：使用承継（正式同居許可を受け、継続して居住している同居親族の方に引き続き都営住宅の使用を許可する制度）は、申請理由や収入などの条例等に定める基準を満たした場合に、原則として名義人の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方だけに許可されますが、高齢者、障害者等の特別の事情により認められる場合、例外として名義人の3親等親族までの承継が許可されます。 3. 使用料の減額：都営住宅に入居している世帯のうち1・2級の交付を受けている方がいる世帯で、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎03-3498-8894 J K K 東京（東京都住宅供給公社） お客様センター ☎0570-03-0071 ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方 ☎03-6279-2652 ※単身者は、抽せん時の優遇はありません
	市営住宅の申し込み 1. 入居資格の緩和（1・2級の方） 所得基準の制限が一般世帯より緩和されます。 2. 優先入居（1・2級の方） 抽せん方式の募集では、優遇抽せん制度があり、当せん率が一般世帯の2倍となります。（単身者を除く） ポイント方式の募集では、ポイントが加算されます。 3. 使用承継制度あり 詳細はお問い合わせください	まちなみ整備部住宅政策課（本庁舎5階） ☎042-620-7385
	家賃補助対象住宅の申し込み 1. 優先入居（1・2級の方） 抽せん方式の募集では、優遇抽せん制度があり、当せん率が2倍となります。（単身者を除く） 2. 使用承継制度あり 詳細はお問い合わせください。	まちなみ整備部住宅政策課（本庁舎5階） ☎042-620-7385
	耐震シェルター・防災ベッド設置費用の補助 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた木造在来工法の住宅等に耐震シェルター・防災ベッドを設置する場合、設置費用の50%以内で、20万円を上限に補助します。	まちなみ整備部住宅政策課（本庁舎5階） ☎042-620-7260
	東京都障害者休養ホームの宿泊利用料の助成 ・東京都が指定する宿泊施設の利用料の一部助成（利用時、有効期限内の手帳提示が必要） ・介助が必要な場合、利用者1人につき付添い1人まで。 ・障害者、付添者を問わず、1人につき年度内2泊まで（4月1日から翌年3月31日まで）	詳細は、パンフレット「東京都障害者休養ホーム事業のごあんない」をご覧ください。 パンフレット・申込書は、福祉部障害者福祉課・八王子駅南口総合事務所・南大沢事務所にあります。 問合せ：公益財団法人日本チャリティ協会 ☎03-3353-5942
	おむつ専用袋（障害者福祉課でも受け付けしています） ・当市に住所を有する方（里帰り出産を含む）が対象 ・おむつ使用者1人に対して1回につき30枚まで	交付：資源循環部ごみ減量対策課・市民部各事務所等 問合せ：資源循環部ごみ減量対策課（本庁舎2階）☎042-620-725

	内 容	窓口・問い合わせ
生活関係	後期高齢者医療制度に加入できます (1・2級のみ 65 歳以上 75 歳未満の方) 所得により自己負担額が 1 割～3 割の後期高齢者医療制度への加入が選択可	健康医療部保険年金課 (本庁舎 1 階) ☎042-620-7364
	携帯電話料金の割引サービス 携帯電話会社によってサービスが異なります。	各携帯電話会社
	N T T 電話番号案内の無料利用 (ふれあい案内) 事前の申込みにより、N T T 104 番号案内の無料使用が可能。	N T T ☎0120-104-174
	生活保護利用中の方の障害者加算 (1・2 級のみ) 対象となる場合があります。	福祉部生活福祉地区第一課・第二課 担当ワーカー (本庁舎 B 階)
	公共施設の使用料の減免 都・市の施設での使用料の減免があります。	都：P53 参照 市：P54～56 参照
	交通災害共済 (ちょこっと共済) の公費加入について 令和 7 年度より、愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方の公費 (市で会費を負担) での B コースの加入はありません。 令和 7 年 4 月 1 日以降も、引き続き加入を希望される方は ご自身の負担でご加入ください。 加入の手続きについて：八王子駅南口総合事務所 ☎ 042-620-1164 Fax 042-620-1151 ホームページQRコード： 	
	公費加入について：障害者福祉課 ☎042-620-7479 Fax 042-623-2444	

税金等の控除・免除・減免

税の種類	該当等級	内 容	窓口・問い合わせ
所得税	1～3級	納税者自身、又は控除対象配偶者（同一生計配偶者）や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から、級に応じた額が控除されます。 1級以外の方 27万円 1級の方 40万円 1級の方と同居の場合 75万円 ※控除を受けるには、前年の12月31日までに手帳の交付を受けている必要があります。	【確定申告の場合】 八王子税務署 ☎042-697-6221 【給与所得者の場合】 勤務先の給与担当
住民税	1～3級	ご自身が手帳をお持ちで、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税は課税されません。また、納税者自身又は、控除対象配偶者（同一生計配偶者）や扶養親族が手帳をお持ちの場合、納税者の所得金額から級に応じた額が控除されます。 1級以外の方 26万円 1級の方 30万円 1級の方と同居の場合 53万円 ※控除を受けるには、前年の12月31日までに手帳の交付を受けている必要があります。	財政部住民税課 （本庁舎2階） ☎042-620-7219 ※市・都民税の申告が必要です。 ※ただし、所得税の確定申告や源泉徴収票等で控除されている方は申告が不要です。
相続税	1～3級	納税金額から、財産を取得した本人が満85歳になるまでの年数及び級に応じた額が控除されます。	八王子税務署 ☎042-697-6221
贈与税	1～3級	親族等の個人が、金銭、有価証券、金銭債権、又は一定の要件を満たす不動産を贈与する場合、信託銀行との間で「特定障害者扶養信託」契約を結ぶと、信託受益権の価額のうち1級の方は6千万円まで、2・3級の方は3千万円まで非課税になります。	信託銀行の営業所 八王子税務署 ☎042-697-6221
利子等の非課税	1～3級	マル優、特別マル優について、非課税制度を利用できます。	金融機関、証券会社の各営業所等
自動車税 （種別割・環境性能割） 軽自動車税 （環境性能割）	1級で自立支援医療（精神通院）を受けている方	対象者又は生計を同じくする方（対象者の方と同居又は住所地近隣（2km以内）にお住まいの親族の方（パートナーシップ関係にある方を含む））が所有する自動車で、対象者の通院等で使用する場合は、減免されます。	東京都自動車税 コールセンター ☎03-3525-4066
軽自動車税 （種別割）	1級の方又は自立支援医療（精神通院）を受けていて障害年金1級の方	対象者又は生計を同じくする方（同居に限る）が所有する軽自動車等で対象者の通院等で使用する場合は減免されます。 ただし、減免は障害者1人につき、自動車税（種別割）又は軽自動車税（種別割）のいずれか1台となります。	財政部住民税課 （本庁舎2階） ☎042-620-7353
バリアフリー改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置	1～3級	対象者の方が居住する家屋で一定のバリアフリー改修工事を行った場合、工事が完了した年の翌年度分限り、対象床面積100平方メートル相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます。減額対象となる住宅の要件、手続等についてはお問い合わせください。工事完了日から3か月以内に申告が必要です。	財政部資産税課 （本庁舎2階） ☎042-620-7356
個人事業税	1～3級	本人又は障害者を扶養している方が、前年中の総所得額が370万円以下の場合、障害の程度に応じた額が減免されます。 ・障害者1人につき5千円 ・障害者のうち特別障害者1人につき1万円	八王子都税事務所 ☎042-644-1114

都営交通乗車証の発行

《有効期間2年間》

内容	都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーに無料で乗車できます。		
対象者	都内在住で有効な精神障害者保健福祉手帳所持者 ※シルバーパス、その他の無料乗車券所持者は対象外です。		
申請 発行窓口	23区内の都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所及び、障害者福祉課窓口、八王子駅南口総合事務所、南大沢事務所（火・木曜日のみ） ※窓口により、発行できない乗車証の種類（紙券、磁気券、ICカード（PASMO））があります。 ※下記の《都営交通乗車証区部乗車証窓口一覧》を参考にしてください。		
手続き方法	必要なもの：有効な手帳 《継続手続きの場合は、有効な手帳・現在お持ちの乗車証》 ※ICカード（PASMO）の新規発行には、デポジット（預かり金）500円が必要になります。 ※磁気券への切り替え及びICカード（PASMO）への切り替えの際には、有効な手帳が必要です。 ※継続手続きは、有効期限の13日前からできます。		
利用方法		都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー	都電、都バス
	ICカード	自動改札機をご利用ください。	IC運賃機をご利用ください。
	磁気券	自動改札機をご利用ください。	係員に提示してご利用ください。
	紙券	都営地下鉄、都電、都バスともに係員に提示してご利用ください。 日暮里・舎人ライナーでは、改札機に設置しているインターフォンで案内センターへ連絡してください。改札を開放します。	

《都営交通乗車証区部乗車証窓口一覧》年末年始は休み ※印の窓口は、土曜日・休日休業です。

	場 所			発行乗車証			電話番号	営業時間
				紙	磁気	IC		
都電・都営バス定期券発売所	品川駅港南口	※	港南口バスターミナル内	○			03-3458-0368	10:00～19:00
	渋谷駅前	※	半蔵門線渋谷駅構内	○			03-3409-8599	8:00～20:00
	新宿駅西口	※	西口ターミナル内	○			03-3343-7137	8:00～20:00
	大塚駅前	※	都電大塚駅前停留所内	○			03-3910-6255	8:00～19:30
	王子駅前	※	北口ターミナル内	○			03-3927-0759	8:00～20:00
	西新井駅前	※	都営バス操車所内	○			03-3880-3100	11:30～13:00 14:00～19:00
	亀戸駅前	※	北口ターミナル内	○			03-3637-0518	8:00～20:00
	錦糸町駅前	※	南口バスターミナル内	○			03-3632-3910	8:00～20:00
	葛西駅前	※	南口ターミナル内	○			03-3869-4094	8:00～20:00
	西葛西駅前	※	南口ターミナル内	○			03-5605-5201	11:30～19:30
	東京駅丸の内南口	※	丸の内南口バスターミナル内	○			03-3212-8685	8:00～19:00
都営地下鉄・日暮里舎人ライナー定期券発売所	船堀駅前	※	南口ターミナル内	○			03-3869-3494	10:00～19:30
	浅草線		浅草橋駅		○	○	03-3866-8429	8:00～20:00
			五反田駅		○	○	03-3449-5074	8:00～20:00
	三田線		高島平駅		○	○	03-3935-0541	8:00～20:00
			巣鴨駅		○	○	03-3949-3997	8:00～20:00
		※	神保町駅		○	○	03-3234-5752	8:00～20:00
		※	三田駅		○	○	03-3451-0420	8:00～20:00
	新宿線		一之江駅		○	○	03-3654-6854	8:00～20:00
	大江戸線	※	門前仲町駅		○	○	03-5245-3726	8:00～20:00
			新宿駅		○	○	03-5354-4351	8:00～20:00
			練馬駅		○	○	03-5999-8712	8:00～20:00
	日暮里・舎人ライナー		日暮里駅		○	○	03-5837-2642	8:00～20:00

都立施設の無料利用

次の都立施設について、窓口到手帳を提示すれば手帳所持者本人とその付添人は無料で利用できます(28 か所)。なお、付添人は必要な範囲に限ります。(原則1人)

※一部、有料となる場合があります。ご利用の際は各施設にお問い合わせください。

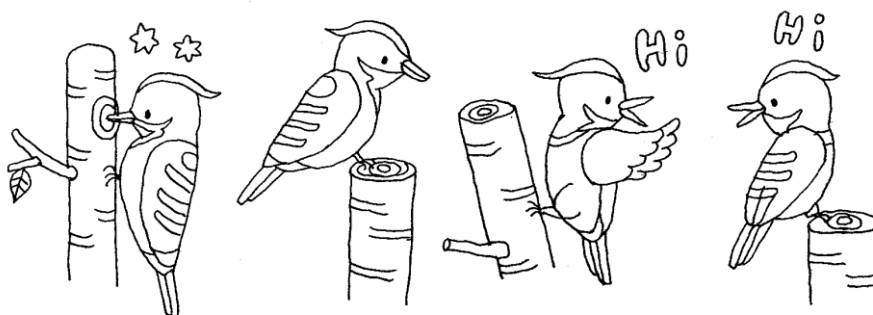
浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園、旧岩崎邸庭園、殿ヶ谷戸庭園、神代植物公園、多摩動物公園、恩賜上野動物園、井の頭自然文化園、夢の島熱帯植物園、葛西臨海水族園、東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京スポーツ文化館、東京武道館、東京辰巳国際水泳場、東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター、東京都庭園美術館

都立公園付設有料駐車場の利用料金免除

次の都立公園内の駐車場について、窓口到手帳を提示すれば無料で利用できます(34 か所)。

※一部、有料となる場合があります。ご利用の際は各公園の管理者へお問い合わせください。

赤塚公園、井の頭恩賜公園、上野恩賜公園、宇喜田公園、浮間公園、大泉中央公園、大島小松川公園、葛西臨海公園、木場公園、砧公園、小金井公園、駒沢オリンピック公園、潮風公園、篠崎公園、石神井公園、城北中央公園、神代植物公園、舎人公園、野川公園、浜離宮恩賜庭園、光が丘公園、東綾瀬公園、府中の森公園、水元公園、武蔵野公園、武蔵国分寺公園、武蔵野中央公園、武蔵野の森公園、夢の島公園、代々木公園、和田堀公園、汐入公園、中川公園、蘆花恒春園



有料公共施設における使用料等の減免

障害者団体、障害をお持ちの個人の方は、有料公共施設における使用料等が減免されることがあります。減免の内容については直接、各施設までお問い合わせください。

・減免の対象となる利用者の区分

団 体	個 人
障害者団体（市内の団体に限ります。事前の登録が必要です。） 1. 市内在住の障害者5人以上を含む10人以上の市に登録している障害者団体 2. 市が補助している障害者団体	障害がある方（市内・市外在住を問いません） 1. 身体障害者手帳所持者 2. 愛の手帳所持者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 ※のあるものは介護人1名も対象となります。

会議室、貸室

該当施設	電話	FAX	区分	
			団体	個人
市民センター（市内18か所）	各市民センターへ	各市民センターへ	○	
市民集会所（市内5か所）	各事務所へ	各事務所へ	○	
生涯学習センター	042-648-2231	042-648-2151	○	
生涯学習センター南大沢分館	042-679-2208	042-679-2218	○	
生涯学習センター川口分館	042-654-8450	042-654-8452	○	
長房ふれあい館	042-669-1433	042-669-1434	○	
大横保健福祉センター	042-625-6501	042-627-5927	○	
東浅川保健福祉センター	042-667-1331	042-667-7829	○	
北野環境学習センター（あったかホール）	042-645-0025	042-645-0133	○	
長池公園自然館	042-678-4616	042-678-4647	○	
道の駅八王子滝山	042-696-1201	042-696-1207	○	
高尾駒木野庭園	042-663-3611	042-663-3621	○	
高尾599ミュージアム	042-665-6688	042-668-8631	○	

ホール等

該当施設	電話	FAX	区分	
			団体	個人
J:COMホール八王子（市民会館）	042-655-0802	042-655-0807	○	
芸術文化会館（いちようホール）	042-621-3001	042-621-3007	○	
南大沢文化会館	042-679-2202	042-679-2212	○	
学園都市センター	042-646-5611	042-646-2663	○	

体育館

該当施設	電 話	FAX	区分	
			団体	個人
富士森体育館	042-625-2305	042-627-5935	○	※○
甲の原体育館	042-627-3300	042-627-1568	○	※○
エスフォルタアリーナ八王子（総合体育館）	042-662-4880	042-664-1501	○	※○

プール

該当施設	電話	FAX	区分	
			団体	個人
大横保健福祉センター（歩行用プール）	042-625-6501	042-627-5927		※○
東浅川保健福祉センター	042-667-1331	042-667-7829		※○
北野環境学習センター（あったかホール）	042-645-0025	042-645-0133		※○
甲の原体育館	042-627-3300	042-627-1568	○	※○
陵南プール	042-622-6720	042-627-5935		※○
大塚公園水泳プール（休止中）	生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課	生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課		※○

野球場・陸上競技場等

該当施設		電話	FAX	区分	
				団体	個人
野球場	スリーボンドスタジアム八王子 (富士森公園)	042-622-6720 生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課	042-627-5935 生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課	○	
	スリーボンドベースボールパーク上柚木(上柚木公園)			○	
	大塚公園			○	
	北野公園			○	
	滝ガ原運動場			○	
	西寺方グラウンド			○	
陸上競技場	東京フットボールセンタ八王子 富士森競技場(富士森公園)			○	※○
	上柚木公園			○	※○
テニスコート	富士森公園			○	
	上柚木公園			○	
	大塚公園			○	
	大平公園			○	
	滝ガ原運動場			○	
	内裏谷戸公園			○	
	松木公園			○	
	別所公園			○	
	殿入中央公園			○	
	久保山公園			○	
	櫛田運動公園			○	
	戸吹スポーツ公園			○	
サッカー場	滝ガ原運動場			○	
	戸吹スポーツ公園サッカー兼ラグビー場			○	
ソフトボール場	上柚木公園			○	
	滝ガ原運動場			○	
	西寺方グラウンド			○	
その他	戸吹スポーツ公園スケートパーク				※○

駐車場・自転車駐車場

該当施設		電話	FAX	区分	
				団体	個人
八王子駅北口地下駐車場	旭町駐車場	042-642-1789 八王子駅北口地下 駐車場管理センター	042-642-1786 八王子駅北口地下 駐車場管理センター		○ (2時間)
南大沢駐車場					
芸術文化会館(いちようホール)駐車場		042-621-3001	042-621-3007		
タイムズ八王子市中央図書館の駐車場		042-664-4321	042-662-2789		
高尾山麓駐車場		042-620-7378 産業振興部 観光課	042-627-5951 産業振興部 観光課		○ (3時間)
エスフォルタアリーナ八王子(総合体育館)		042-662-4880	042-664-1501		○
市内公営自転車駐車場(定期利用のみ)		03-6262-5322 (公財)自転車駐車場整備センター	03-6262-5331 (公財)自転車駐車場整備センター		○
注) 八王子駅南口地下タワー式自転車駐車場はこちら		042-644-7611 (一財)八王子市まちづくり公社	042-644-7614 (一財)八王子市まちづくり公社		

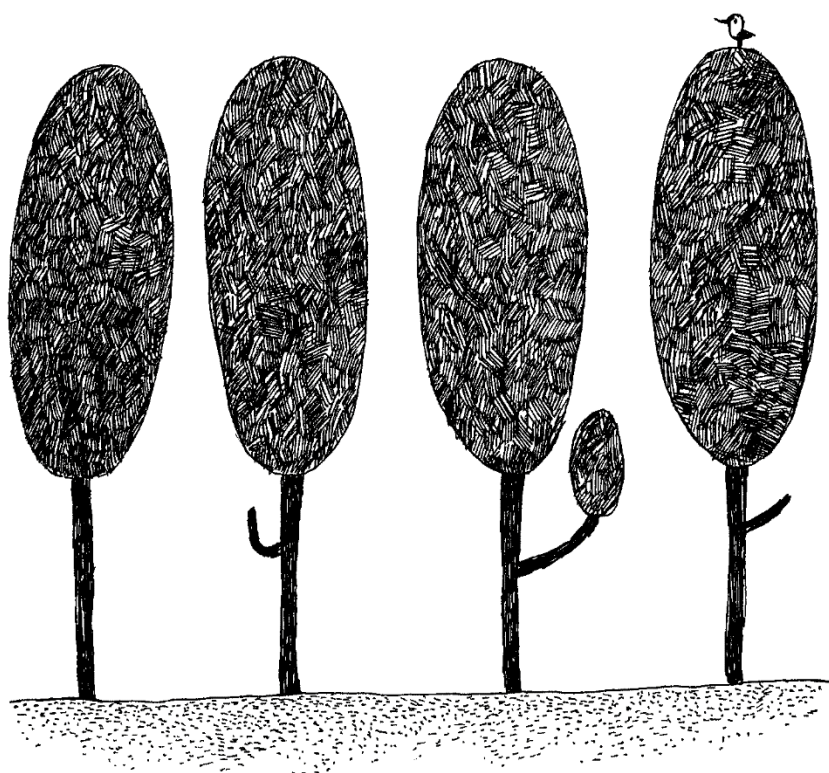
※自動二輪をご利用の場合は、対象外となる場合がございますので、事前にお問い合わせください。

その他公共施設

該当施設		電話	FAX	区分	
				団体	個人
タヤけ小やけふれあいの里		042-652-3072	042-652-4155		※○
コニカミノルタサイエンスドーム(こども科学館)		042-624-3311	042-627-5899		※○
夢美術館		042-621-6777	042-621-6776		※○

都市公園の使用

該当施設	電話	FAX	区分	
			団体	個人
市内の都市公園	042-620-7271 まちなみ整備部 公園課	042-626-3533 まちなみ整備部 公園課	○	



お わ り に

「ぽしえっと」という名前の由来は皆さまの身近に置いて使って欲しいという願いからです。精神疾患をかかえるご本人や、まわりの方たちに情報を提供し、直接利用できるよ
うにという想いで作成しております。

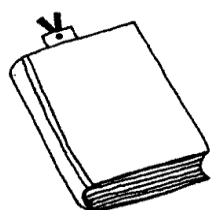
ご不明な点はお気軽にご相談していただき、社会復帰や社会参加の促進と生活の質の
向上のため、活用していただければと思います。

これからも皆様の意見を反映させたガイドブックを作っていきたいと思っております。
是非、ご意見・ご感想などをお寄せください。

最後になりましたが、編集にご協力いただきました皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年4月

八王子市役所 障害者福祉課





＊バスをご利用の場合＊

【JR 八王子駅から】 北口 8 番のりば

【京王八王子駅から】 中央口 2 番のりば

市役所入口経由横川町住宅行 → 「市役所入口」バス停下車

【西八王子駅から】

北口 1 番のりば

市役所経由檜原町行/市役所経由川口小学校行/市役所中野団地行 「八王子市役所」バス停下車

はちバス北部コース（八王子市地域循環バス）

東海大学八王子病院行 「八王子市役所」バス停下車

北口 2 番のりば

市役所入口経由 松枝住宅行 「市役所南」バス停下車

はちバス西部コース（八王子市地域循環バス）

北の根東（川口町）行 「市役所南」バス停下車

発行年月：令和 7 年 4 月

発行/編集：障害者福祉課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

☎ 042-620-7367

FAX 042-623-2444